
玉川村第 6 期障がい福祉計画

玉川村第 2 期障がい児福祉計画

【令和 3 ～ 5 年度】

—全体案—

令和 3 年 2 月現在

玉 川 村

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	計画の対象者	2
3.	計画の期間	2
4.	計画の点検及び評価	3
5.	計画の位置づけ	4
6.	計画の策定体制等	5
第2章	障がい者を取り巻く状況	6
1.	人口の状況	6
2.	障がい者の状況	7
3.	第5期計画の進捗状況	11
第3章	現状からみられる課題	29
1.	アンケート調査から読み取れる課題	29
2.	ヒアリング調査から読み取れる課題	33
3.	課題の整理	35
第4章	本計画の基本方針	36
1.	計画の基本理念	36
2.	重点取組	37
第5章	成果指標	39
1.	第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定にあたって	39
2.	令和5年度に向けた成果目標の設定	40
第6章	障がい福祉計画	45
1.	障がい福祉サービスの見込み・確保策	45
2.	地域生活支援事業の見込み・確保策	50
第7章	障がい児福祉計画	53
(1)	障がい児支援	54
(2)	その他の取組	56
第8章	計画の推進	57
1.	計画の普及・啓発	57
2.	関係機関との連携の強化	57
3.	感染症対策への配慮	57
第9章	資料編	58
1.	玉川村障害者計画策定委員会設置要綱	58
2.	玉川村障害者計画策定委員会委員名簿	60
3.	策定経過	61
4.	アンケート調査票	62
5.	用語解説	78

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

我が国の障がい者施策は、昭和45（1970）年に「心身障害者対策基本法」が制定され、その後、大幅な改正により平成5（1993）年に「障害者基本法※」が制定されました。

また、平成15（2003）年には措置制度から支援費制度へと転換し、平成18（2006）年に障がいの有無に関わらず地域で安心して暮らせるノーマライゼーション社会の実現を目指した「障害者自立支援法」が施行され、サービスの一元化や実施主体の市町村への一元化が進み、利用者負担や障がい者の範囲の見直し等を経て、平成25（2013）年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法※」という。）が施行されました。

この障害者総合支援法は、地域社会における共生の実現が基本理念として掲げられるとともに、障がい福祉サービスの対象となる障がい者の範囲の見直しや支援の拡充、サービス提供体制の計画的な整備が図られました。

平成30（2018）年には「改正総合支援法・改正児童福祉法※」が施行され、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実や、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等の実施に取り組むことが求められています。

このため、本村ではこのような動向を踏まえつつ、平成30（2018）年3月に策定した「玉川村第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」が令和2（2020）年度で計画期間の終了を迎えるため、令和3（2021）年度を始期とする「玉川村第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定しました。

本計画は、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」と、児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」を一体のものとして策定しています。

策定にあたっては、厚生労働大臣の定める国の基本的な指針に則して、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項をはじめ、サービス等の種類ごとの必要な見込量や、その確保のための方策等を定めています。

2. 計画の対象者

本計画の対象者の範囲は、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい※、高次脳機能障がい※を含む。）、難病※、その他の心身の機能の障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とします。

障害者総合支援法の施行により難病患者等が障がい福祉サービス等の対象に含まれたことから、難病患者等も計画の対象に加えます。また、「子どもの成長や発達に悩みや不安を抱える保護者」や「障害に関する悩みや不安を抱える方」、「医療的ケアを必要とする児童等」も対象と捉えます。

本計画では障がい者を総称して「障がいのある人」と表記し、そのうち18歳未満の者については「障がいのある子ども」あるいは「障がいのある児童（障がい児）」と表記しています。

3. 計画の期間

玉川村第6期障がい福祉計画、玉川村第2期障がい児福祉計画の期間は、令和3年度から5年度までの3年間とします。

なお、障がい者施策に関する基本的事項を定める「玉川村障害者計画」の計画期間は平成27年度から令和5年度の9年間となっています。

障がい者計画と障がい福祉計画・障がい児福祉計画は相互に関係しており、連動して施策を進めていかなければならないことから、本計画の策定は障がい者計画の趣旨・目的を基本に策定するとともに、村の障がいのある人や障がいのある子どもを取り巻く現状や課題、施策の進捗を見据え、今後3か年で重点的に取り組む課題とその取組の方向性を定めます。

【計画期間】

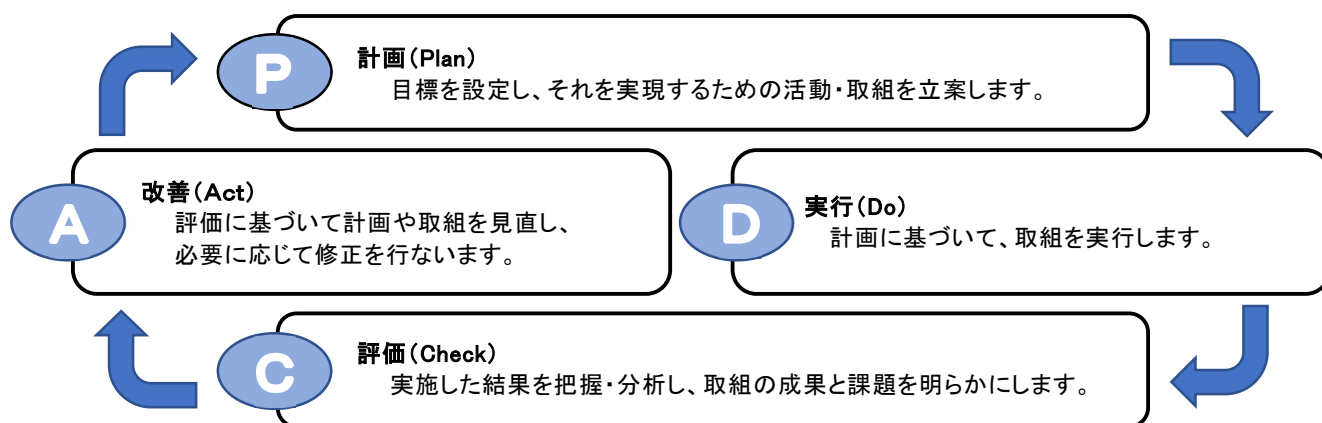
年度 計画	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11	令和 12	令和 13	令和 14
障害者計画 (障害者基本法)	第1期			第2期						第3期		
障がい福祉計画 (障害者総合支援法)	第6期			第7期		第8期		第9期				
障がい児福祉計画 (児童福祉法)	第2期			第3期		第4期		第5期				

4. 計画の点検及び評価

(1) 点検及び評価の基本的な考え方

作成した計画は、目標値（成果目標）と障がい福祉サービス等の見込量（活動指標）について下記のようなPDCAサイクルにより事業を実施し、少なくとも1年に1回その実績を把握し、分析・評価を行ない、課題等がある場合には、随時、対応していくことにします。

【PDCAサイクルのイメージ】

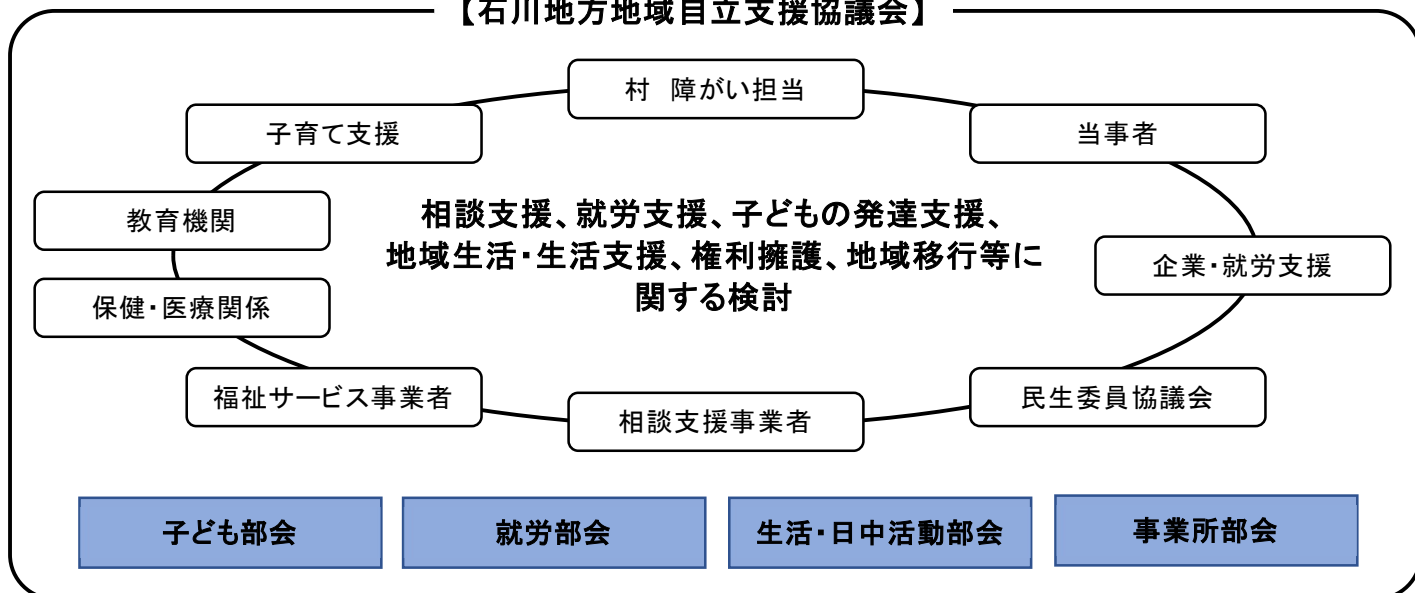


(2) 点検及び評価体制と評価結果の周知

計画や取組の点検・評価にあたっては、障害者計画策定委員会や石川地方地域自立支援協議会を活用し、毎年度の事業実績や検証結果をもとに、点検及び評価を実施します。

また、障害者計画策定委員会や石川地方地域自立支援協議会から、計画の進捗状況や計画を推進していくための施策・取組について意見、提案を受け計画に反映します。

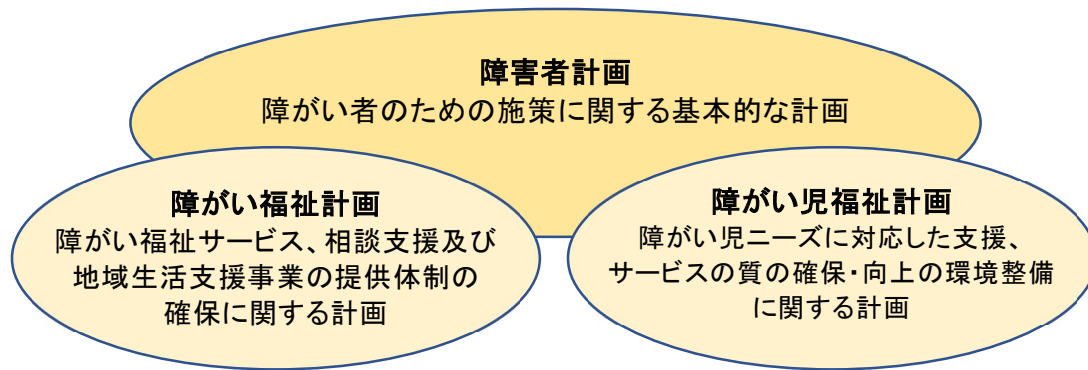
【石川地方地域自立支援協議会】



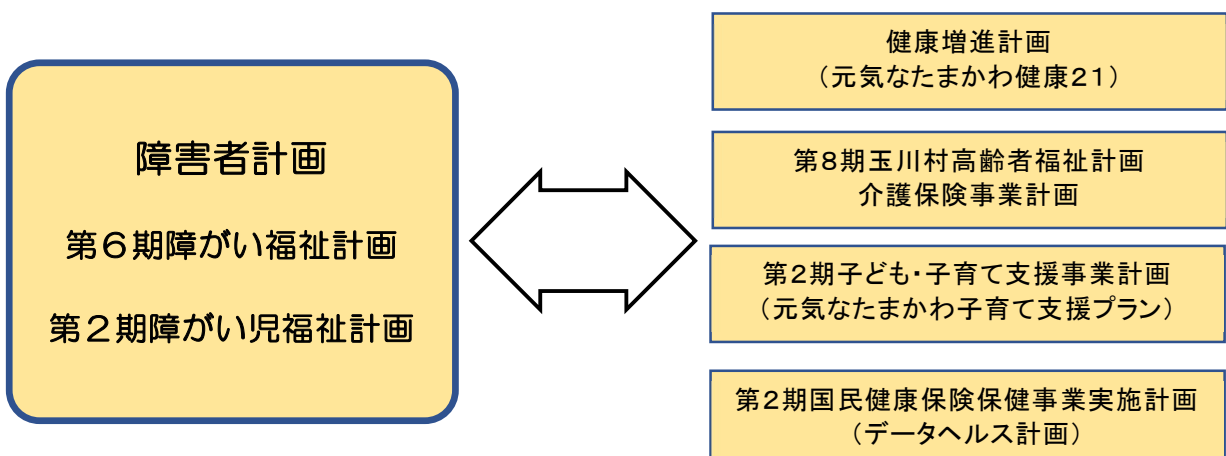
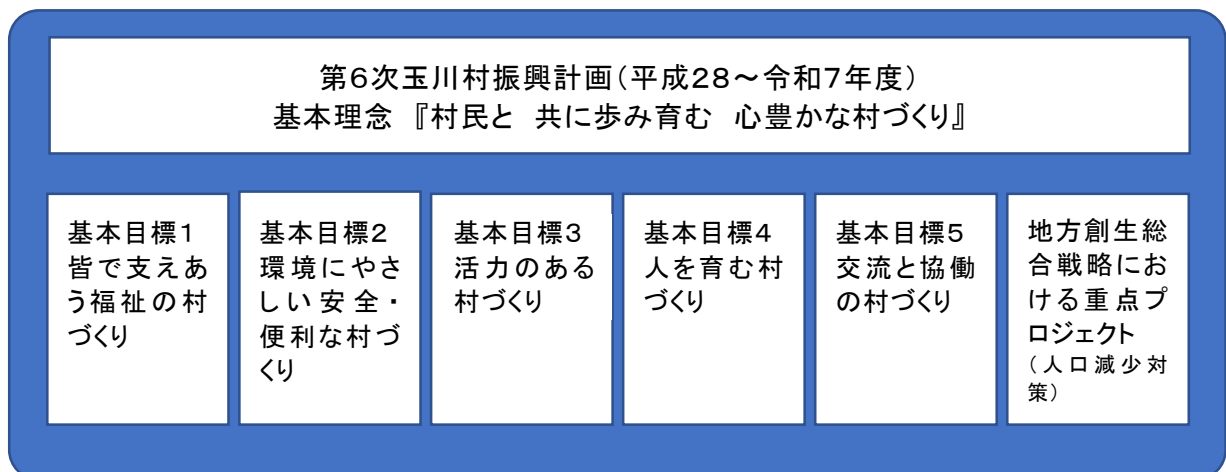
5. 計画の位置づけ

本計画の策定にあたっては、上位計画である第6次玉川村振興計画、子ども・子育て支援事業計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画等、並びに福島県障がい者計画や福島県障がい福祉計画との整合を図ります。

【障がい者に関する計画の体系】



【第6次玉川村振興計画における位置づけ】



【SDGs の取組との関連性】

本計画では2015年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）の理念である「誰一人取り残さない」社会の実現のため、各サービスの推進に努めます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第6次玉川村振興計画後期基本計画において、自治体行政の果たし得る役割を示した17のゴールのうち、障害者福祉と関連付けられているゴールは、以下のようになっています。



6. 計画の策定体制等

計画の策定にあたっては、本村の特性に応じた事業展開とするため、行政機関だけではなく、福祉関係者や各種団体・当事者の家族などで構成する「玉川村障害者計画策定委員会」を設置しています。

計画策定にあたって、村内の障がい者手帳所持者に対しアンケート調査を実施し、障がいの現状や障がい福祉サービスの利用状況、ニーズの把握に努めました。また、社会福祉法人への調査、相談支援事業所※及び障害福祉サービス事業所に対する調査、精神科医療機関への入院者に関する調査、特別支援学校への調査等を実施し、現状の問題点と課題を把握し、それらの結果を踏まえ計画案を作成し、玉川村障害者計画策定委員会で協議し策定しています。

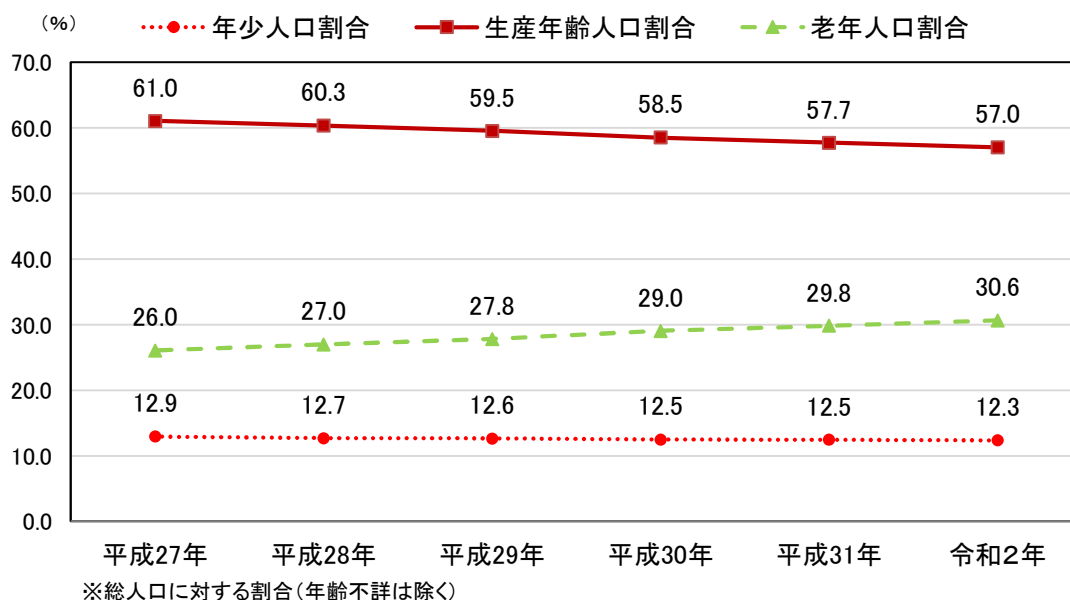
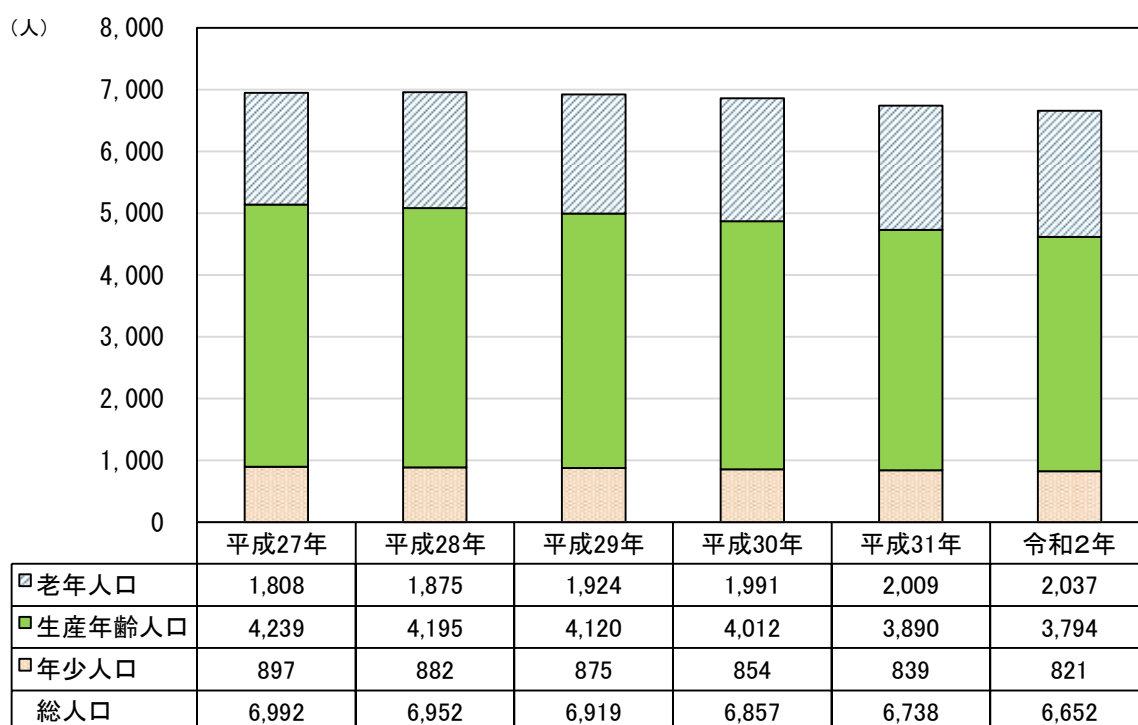
第2章 障がい者を取り巻く状況

1. 人口の状況

総人口は平成27年の6,992人から令和2年は6,652人に減少しています。

年齢構成は、生産年齢人口と年少人口が減少しており、生産年齢人口割合は平成29年以降60%を下回り、令和2年は57.0%となっています。老年人口割合は平成27年の26.0%から増加傾向で推移し、令和2年は30.6%となっています。

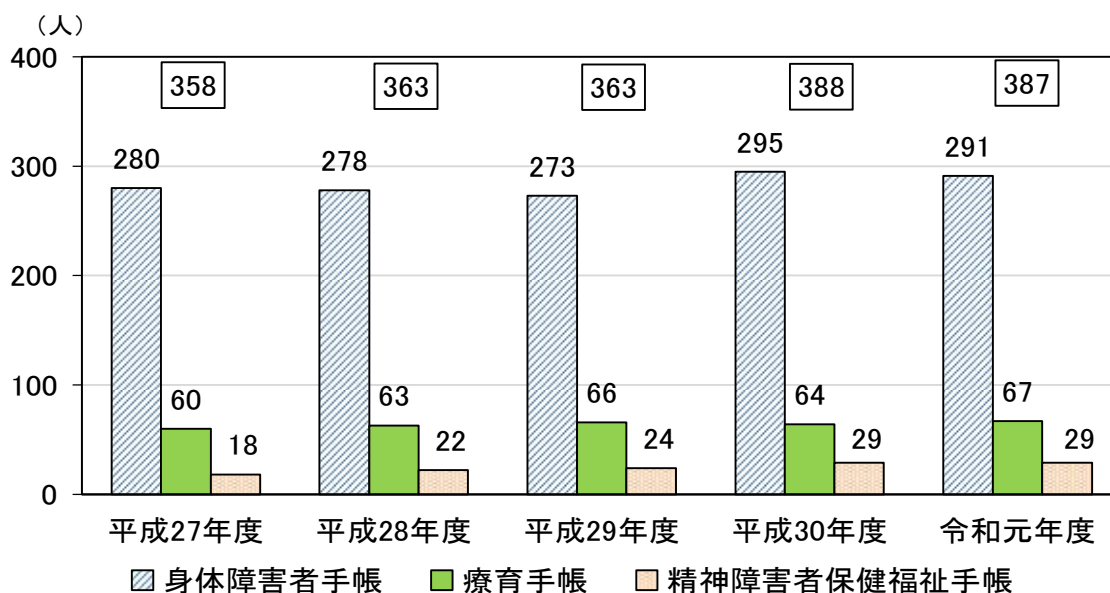
【人口・人口構成の推移(各年1月1日・現在住民基本台帳)】



2. 障がい者の状況

障害者手帳の交付数は、平成27年度は358人でしたが、令和元年度は387人となっています。種類別では、身体障害者手帳の割合が最も多く、各年で全体の80%前後を占めています。療育手帳※の交付数は、各年60人台で推移しており、精神障害者保健福祉手帳の交付数は、平成27年度の18人から増加で推移し、令和元年度は29人となっています。

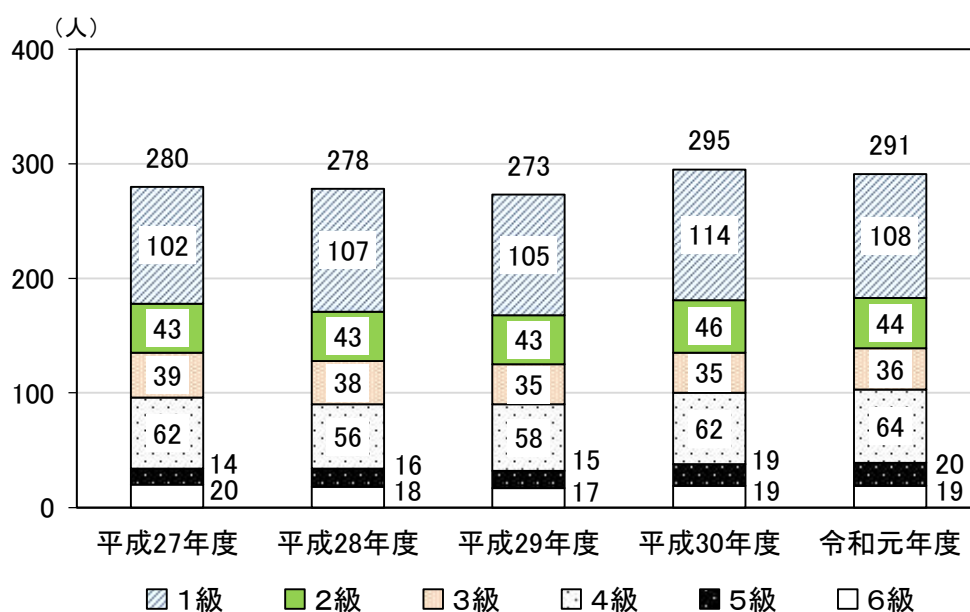
【障害者手帳交付数の推移(各年度末現在・健康福祉課)】



(1) 身体障害者の状況

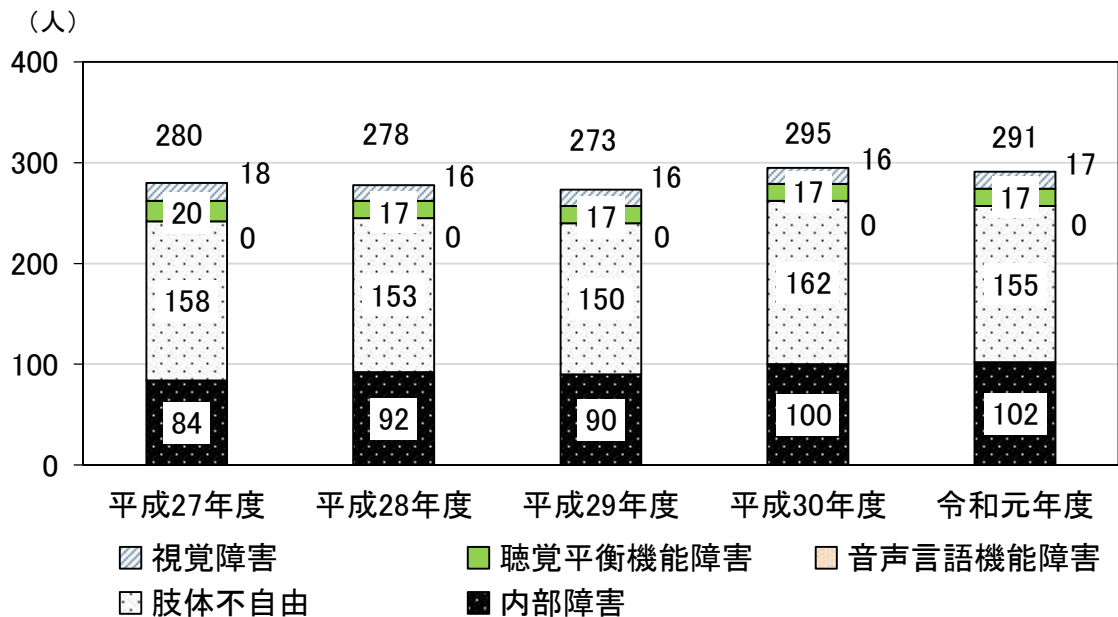
身体障害者手帳交付状況は、等級別で1級が全体の約40%程度、4級が20%台と多くなっています。

【身体障害者手帳の等級別交付状況(各年度末現在・健康福祉課)】



障がいの種類は、肢体不自由が全体の55%前後と多く、内部障害が30～35%となっています。

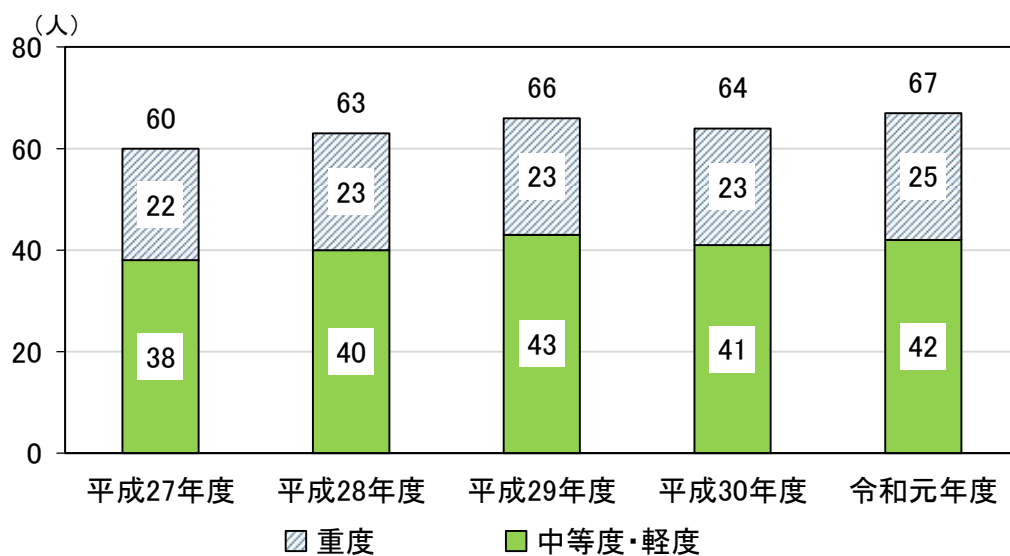
【身体障害者手帳の区分別交付状況(各年度末現在・健康福祉課)】



(2) 知的障害者の状況

療育手帳交付状況は、程度別では、重度、中等度及び軽度とも概ね同程度の増加で推移しており、重度は平成27年度の22人から令和元年度は25人、中等度・軽度は平成27年度の38人から令和元年度は42人とそれぞれ微増しています。

【療育手帳の交付状況(各年度末現在・健康福祉課)】

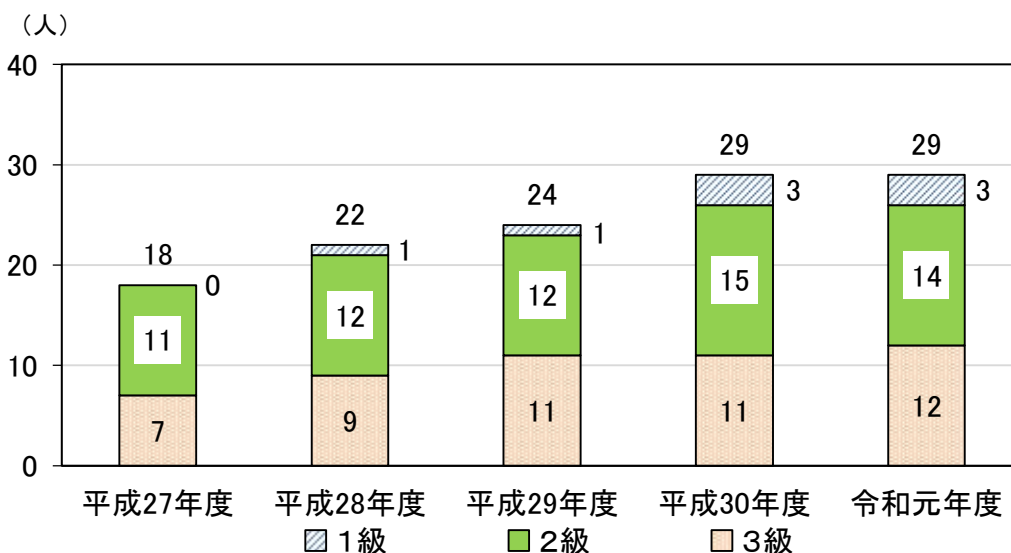


(3) 精神障害者の状況

①精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成28年度以降は20人を超えて、令和元年度では29人となっています。

【精神障害者保健福祉手帳の交付状況(各年度末現在・健康福祉課)】

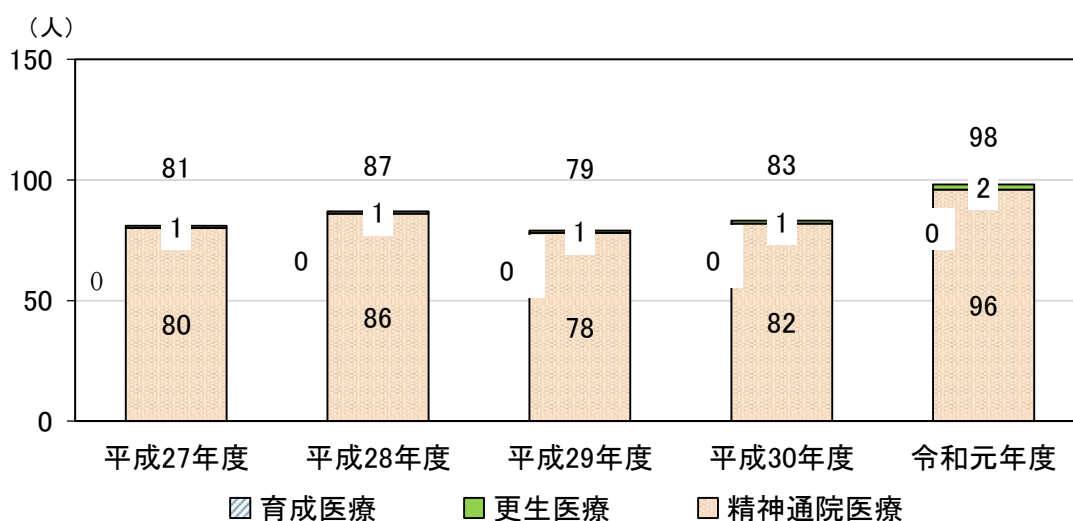


②自立支援医療費受給者

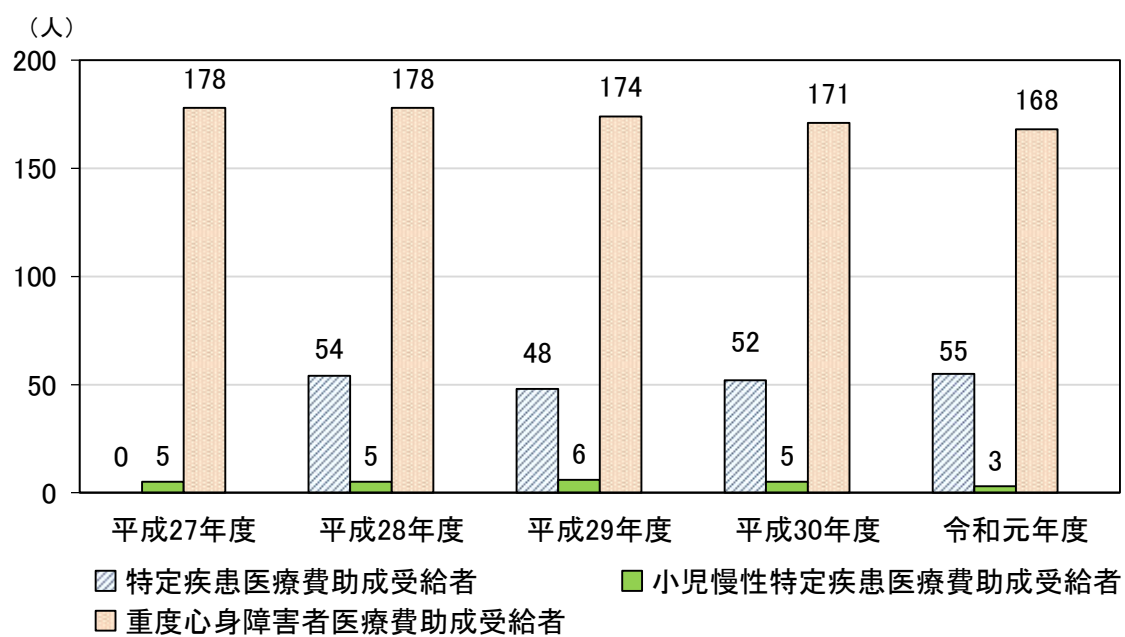
自立支援医療費受給者では精神通院医療がほとんどで、令和元年度は96人となっています。近年は育成医療の受給者はみられず、更生医療受給者が1～2人となっています。

令和元年度の各種助成の受給者数では、特定疾患医療費助成受給者は55人、小児慢性特定疾患医療費助成受給者は3人、重度心身障害者医療費助成受給者は168人となっています。

【自立支援医療費受給者の推移(各年度末現在・健康福祉課)】



【各種助成の受給者数の推移(各年度末現在・健康福祉課)】



3. 第5期計画の進捗状況

(1) 成果目標の進捗状況

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和2（2020）年度末までに福祉施設入所者1人削減を目標としていますが、令和元（2019）年度末では目標を達成することができませんでした。

項 目	令和2年度目標	令和元年度実績
地域生活移行者数	1人	0人
施設入所者数の削減	1人	0人

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム※の構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置しています。

項 目	令和2年度目標	令和元年度実績
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	設置	設置

③地域生活支援拠点※等の整備

地域生活支援拠点の整備については、令和元（2019）年度末では未整備ですが、相談支援の中核的役割を持つ基幹相談支援センター※を中心に、地域生活支援拠点等の整備を進めていきます。

項 目	令和2年度目標	令和元年度実績
地域生活支援拠点の整備	1か所	0か所

④福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労へ移行する人は、令和2（2020）年度末で1人を目標としていますが、令和元（2019）年度末では移行する人がいませんでした。

また、福祉施設利用者のうち、令和2（2020）年度末の就労移行支援事業の利用者を1人とすることを目標としていますが、令和元（2019）年度末では目標を達成することができませんでした。

項 目	令和2年度目標	令和元年度実績
一般就労移行者数	1人	0人
就労移行支援事業利用者数	1人	0人
就労移行率が3割以上となる就労移行支援事業所数	—	0か所

⑤障害児支援の提供体制の整備等

本村では、児童発達支援センター及び重症心身障がい児※に対応した事業所の単独設置が困難で未設置となっています。今後、石川地方地域自立支援協議会単位で設置を検討していきます。

また、医療的ケア児※支援のための協議の場は、平成30（2018）年度に石川地方地域自立支援協議会子ども部会を活用し、設置しました。

項 目	令和2年度目標	令和元年度実績
児童発達支援センターの設置数	1か所	0か所
保育所等訪問支援の体制	1か所	0か所
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	1か所	0か所
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1か所	0か所
医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置	設置	圏域で1か所

(2) 福祉サービス等の利用者の動向

【福祉サービス利用状況】

障がいのある子どもの利用は、平成29（2017）年度は13人、令和2（2020）年度の9月末現在では17人となっています。乳幼児期の利用が伸びており、令和元年度からは4名増加しました。これは、未就学の障がいのある子どもへの支援として、児童発達支援の利用が増えたことによるものです。

障がいのある人で福祉サービスを利用している人は、平成29（2017）年度は50人、令和2（2020）年度の9月末現在では47人で、在宅者、グループホーム入居者、施設入所者ともにほぼ横ばいとなっています。

【福祉サービス利用者数の推移（各年度末現在・健康福祉課）】

区 分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	30～2年度 増減率(%)
乳幼児期 (0～5歳)	在宅	4	4	2	6	50.0
	施設	0	0	0	0	－
	合計	4	4	2	6	50.0
学齢期 (6～17歳)	在宅	9	11	9	11	22.2
	施設	0	0	0	0	－
	合計	9	11	9	11	22.2
障がい児全体	在宅	13	15	11	17	30.8
	施設	0	0	0	0	－
	合計	13	15	11	17	30.8
成年期 (18～64歳)	在宅	33	30	29	30	－9.1
	Gホーム	4	5	6	4	0.0
	施設	12	10	9	9	－25.0
	合計	49	45	44	43	－12.2
高齢期 (65歳～)	在宅	0	0	1	2	0.0
	Gホーム	0	0	0	0	－
	施設	1	0	1	1	0.0
	合計	1	0	2	3	200.0
障がい者全体	在宅	33	30	30	33	0.0
	Gホーム	4	5	6	4	0.0
	施設	13	10	10	10	－23.1
	合計	50	45	46	47	－6.0

※令和2年度は9月末現在

【障害支援区分※の状況】

障害支援区分は、障害者総合支援法に基づくもので、障がいの多様な特性とその他の心身の状況に応じて必要とされる支援の度合を示すものです。認定の状況は下表のとおりで、概ね横ばいとなっています。

【障害支援区分認定の状況(各年度末現在・健康福祉課)】

	種別	総数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
平成29年度	身体障がい者	10	0	2	3	1	1	3
	知的障がい者	19	1	1	1	4	3	9
	精神障がい者	2	0	1	1	0	0	0
	難病	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	31	1	4	5	5	4	12
平成30年度	身体障がい者	10	0	2	3	1	1	3
	知的障がい者	19	1	0	2	4	3	9
	精神障がい者	2	0	1	1	0	0	0
	難病	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	31	1	3	6	5	4	12
令和元年度	身体障がい者	10	0	2	3	1	1	3
	知的障がい者	18	1	0	2	3	3	9
	精神障がい者	3	0	1	2	0	0	0
	難病	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	31	1	3	7	4	4	12
令和2年度	身体障がい者	9	0	2	2	0	2	3
	知的障がい者	19	1	0	3	2	3	10
	精神障がい者	3	0	1	2	0	0	0
	難病	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	31	1	3	7	2	5	13

※18歳以上、令和2年度は12月末現在

(3) 障がい福祉サービスの利用状況

①自立支援給付

ア) 訪問系サービス

在宅生活を支援するため、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援を提供します。サービスの内容は下表のとおりです。

【訪問系サービスの概要】

サービス	内 容
居宅介護	ホームヘルパーが居宅において入浴、排せつ、食事などの介助を行うサービス
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護を必要とする障がい者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動中の介助を総合的に行うサービス
同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な方に、移動に必要な情報を提供や移動の際の援助を行うサービス
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介助が必要な方に、行動するときに必要な介助や外出時の移動の補助を行うサービス
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方で、介護の必要な程度が著しく高い方に、居宅介護などを包括的に提供するサービス

■訪問系サービスの利用状況

居宅介護の利用増を見込んでいましたが、サービスの利用状況は、利用者数、利用時間ともにほぼ横ばいで、計画値を大きく下回りました。

	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護	時間／月	400	460	500	110	154	108
	実人／月	23	26	28	11	9	8

※令和2年度は9月末現在（以下同様）

	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
重度訪問介護	時間／月	-	-	-	0	0	0
	実人／月	-	-	-	0	0	0

	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
同行援護	時間／月	-	-	-	0	0	0
	実人／月	-	-	-	0	0	0

	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
行動援護	時間／月	-	-	-	0	0	0
	実人／月	-	-	-	0	0	0

	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
重度障害者等 包括支援	時間／月	-	-	-	0	0	0
	実人／月	-	-	-	0	0	0

イ) 日中活動系サービス

【日中活動系サービスの概要】

サービス	内 容
生活介護	常に介護が必要な方に対し、施設での入浴や排せつ、食事の介助、創作的活動や生産活動の機会を提供するサービス
療養介護	医療や常に介護を必要とする方に対し、病院や施設で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護や日常生活上の世話などを提供するサービス
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるように、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行うサービス
就労移行支援	通常の事業所で働きたい方に対し、一定期間、生産活動などの機会や就労に必要な知識、能力の向上のために訓練を行うサービス
就労継続支援 (A型・雇用型) (B型・非雇用型)	通常の事業所で働くことが困難な方に対し、就労の機会や生産活動などの機会の提供により、知識や能力の向上のために訓練を行うサービス
就労定着支援	就労移行支援などを利用して一般就労した方の就労を継続するために、事業所や家族との相談や連絡調整などを行うサービス
短期入所	常に介護が必要な方に対し、施設での入浴や排せつ、食事の介助、創作的活動や生産活動の機会を提供するサービス

■日中活動系サービスの利用状況

日中活動系サービスでは生活介護が多く、利用増を見込んでいましたが、利用者数、利用時間ともにほぼ横ばいで、利用時間は計画値を大きく下回りました。

	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度
生活介護	利用者数	20	22	22	21	21	20
	利用日数	460	460	460	222	220	367

療養介護は横ばいを見込み、見込のとおり推移しました。

	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度
療養介護	利用者数	2	2	2	2	2	2

自立訓練の利用者はいませんでした。

	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	-	-	-	0	0	0
	利用日数	-	-	-	0	0	0

自立訓練（生活訓練）は1人の利用を見込んでいましたが、利用者はいませんでした。

	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	1	1	1	0	0	0
	利用日数	23	23	23	0	0	0

就労移行支援は計画期間に2人の利用を見込んでいましたが、令和2年度に1人の利用があるのみで、利用日数も見込みを下回っています。

	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度
就労移行支援	利用者数	2	2	2	0	0	1
	利用日数	46	46	46	0	0	9

就労継続支援A型は1人の利用を見込んでいましたが、利用者はいませんでした。

	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
就労継続支援A型	利用者数	1	1	1	0	0	0
	利用日数	23	23	23	0	0	0

就労継続支援B型は利用が多いことから増加を見込んでいましたが、利用者数、利用日数ともにほぼ横ばいで計画値を下回りました。

	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
就労継続支援B型	利用者数	17	17	17	13	13	11
	利用日数	391	391	391	193	169	185

就労定着支援は第5期計画での利用を見込んでいませんでしたが、令和2年度に1人の利用がありました。

	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
就労定着支援	利用者数	-	-	-	0	0	1

短期入所は利用者の増加を見込んでいましたが、利用者数、利用日数ともに年度により異なっており、平成30年度は1人の利用日数が多くなっています。

	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
短期入所	利用者数	8	8	8	4	7	2
	利用日数	78	78	78	96	56	30

ウ) 居住系サービス

【居住系サービスの概要】

サービス	内 容
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む住居で、相談や日常生活の援助を提供するサービス
施設入所支援	常時介護を要する人に対し、夜間の居住の場などを提供するサービス
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する人に一定の期間に、定期的な訪問で相談や日常生活の援助を提供するサービス

■居住系サービスの利用状況

共同生活援助は計画期間に3～4人の横ばいの利用を見込んでいましたが、平成30年度・令和元年度は見込みを上回る利用がみられます。

	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度
共同生活援助	利用者数	3	4	4	5	6	4

施設入所支援は平成30年度から令和元年度にかけては、横ばいに推移していましたが、令和2年度に1人増加しました。

	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度
施設入所支援	利用者数	10	10	12	10	10	11

自立生活援助は、見込みどおりとなっています。

	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度
自立生活援助	利用者数	-	-	-	0	0	0

エ) 相談支援サービス

【相談支援系サービスの概要】

サービス	内 容
計画相談支援	サービス利用申請時にサービスを利用するための計画案を作成。支給決定後にサービス等の利用状況の検証、モニタリング(効果の分析や評価)し、必要に応じて見直しを行い、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援するサービス
地域移行支援	施設に入所している障がい者や精神科病院に入院している精神障がい者など、地域における生活に移行するための相談や必要な支援を行うサービス
地域定着支援	単身等で生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行うサービス

■相談支援系サービスの利用状況

計画相談支援は障がい福祉サービス利用者の増加とともに増加を見込んでいましたが、平成30年度・令和元年度の利用者数は計画値を大きく下回って推移していました。令和元年度は40人を超える利用が見込まれます。

	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度
計画相談支援	利用者数	49	52	57	38	31	43

地域移行支援は1人の利用を見込んでいましたが、利用者はいませんでした。

	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度
地域移行支援	利用者数	1	1	1	0	0	0

地域定着支援は、利用がありませんでした。

	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度
地域定着支援	利用者数	-	-	-	0	0	0

②補装具費給付

障がいのある人が、職業その他日常生活の能率の向上を図ること及び障がいのある子どもが将来社会人として独立自活するための素地を育成・助長することを目的として、身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替する用具について、購入費または修理費の一部を支給する制度です。

利用者数は増加を見込んでいましたが、利用者数はほぼ横ばいで計画値を下回りました。

■補装具の利用状況

	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
補装具費給付	利用者数	18	19	20	11	9	7

③自立支援医療

【自立支援医療の概要】

サービス	内 容
精神通院医療	精神障がい(てんかんを含む。)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る医療費の支給
更生医療	身体障がい者で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できるものに対して提供される更生のために必要な医療にかかる医療費の支給
育成医療	障がい児(障がいに係る医療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む。)で、その身体障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給

■自立支援医療の利用状況

受給者数の増加を見込んでいましたが、利用者数はほぼ横ばいでした。また、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症※拡大防止の観点から、更新が最長12月延長可能のため、任意申請者数となりました。育成医療の利用者はいませんでした。

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
精神通院医療	利用者数	82	96	27
更生医療		2	2	1
育成医療		0	0	0

(4) 地域生活支援事業の利用状況

① 必須事業

【必須事業の概要】

サービス	内 容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活や社会生活をする上で生じる社会的障壁をなくすため、障がいに対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを実施する事業
障害者・家族・地域住民の自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族、地域住民などが地域で自発的に行う活動(ピアサポート※、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など)を支援する事業
相談支援事業	障がいのある人、障がいのある子どもの保護者や介助者(介護者)などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行い、自立した生活ができるよう支援する事業
成年後見制度※利用支援事業	サービスを利用している又は利用しようとする知的障がい、精神障がいのある人に対し、成年後見制度の利用について必要となる費用を補助することで権利擁護を支援する事業
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度の法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修や安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを実施する事業
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣する事業
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を取得した者)の養成研修を行う事業
日常生活用具※給付事業	障がいのある人に対し、日常生活用具の給付や貸与をする事業
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、ヘルパーなどを派遣し、外出のための移動の支援を行う事業
地域活動支援センター機能強化事業	障がいのある人に対し、創作的活動や社会との交流などの機会を提供するために機能強化を図ることを目的に行う事業

■必須事業の利用状況

理解促進研修・啓発事業は、石川地方地域自立支援協議会主催のもと、障がい者（児）等に対する理解を深めるため、無料映画上映会及び講演会を開催しました。

	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

自発的活動支援事業は、制度はあるものの利用者がいませんでした。

	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度
自発的活動支援事業	実施の有無	-	-	-	無	無	無

障害者相談支援事業は、相談窓口2か所を計画し、役場健康福祉課の窓口と郡内の相談支援事業所へ広域で委託し、事業を実施しました。

基幹相談支援センター機能強化事業は、広域でワーキンググループを設置し検討を図り、令和2年度に基幹相談支援センターが開所されました。

住宅入居支援事業の利用実績はありませんでした。

	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度
障害者相談支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
基幹相談支援センター 強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

成年後見制度利用支援事業を実施しており、計画期間は毎年度1人の利用がありました。

	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度
成年後見制度 利用支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

成年後見制度法人後見支援事業を実施していますが、利用実績はありませんでした。

	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

意思疎通支援事業は、手話通訳者・要約筆記者※派遣事業では手話通訳者派遣事業は一般社団法人福島県聴覚障害者協会に委託し、手話通訳者の派遣依頼があった場合には、協会と連携し迅速に対応します。年1回の派遣を見込みましたが、利用実績はありませんでした。手話通訳者設置事業は実施していません。

意思疎通支援事業	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	回数	1	1	1	0	0	0
手話通訳者設置事業	実施か所数	-	-	-	0	0	0

日常生活用具給付等事業は排泄管理支援用具の利用が多く、利用者の増加を見込みましたが見込数を下回りました。その他の用具は同程度の利用を見込みましたが、在宅療養等支援用具と情報・意思疎通支援用具、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）の利用がみられました。

日常生活用具給付事業	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度
介護・訓練支援用具	件数	2	2	2	0	0	0
自立生活支援用具	件数	5	5	5	0	0	0
在宅療養等支援用具	件数	2	2	2	3	1	0
情報・意思疎通支援用具	件数	2	2	2	1	1	1
排泄管理支援用具	件数	180	192	204	130	152	96
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	件数	1	1	1	0	1	1

移動支援事業は見込みを下回る利用となっています。利用ニーズはありますが、利用できる事業所が少ないため利用が少なくなっています。1人あたりの利用時間数は計画値より下回っています。

	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
移動支援事業	利用者数	5	8	10	5	5	3
	利用時間数	150	300	400	176	150	38

地域活動支援センター事業は、創作的活動や社会との交流などの機会を提供するために機能強化を図ることを目的に、令和2年度に1か所の地域活動支援センター設置を検討していましたが、設置には至りませんでした。

	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域活動支援センター事業	か所	-	-	1	-	-	-

②任意事業

【任意事業の概要】

サービス	内 容
日中一時支援事業	障がいのある人に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練やその他の支援を提供
訪問入浴サービス事業	障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供

■任意事業の利用状況

任意事業では日中一時支援事業と訪問入浴サービス事業を実施しており、日中一時支援事業では4～6人で微増を見込んでいました。平成30年度・令和元年度は計画値を大きく上回る利用があり、これは障がいのある子どもの通所支援と合わせて利用する方が増えたことによるものと考えられます。

	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
日中一時支援事業	利用者数	4	5	6	11	10	6

訪問入浴サービス事業は利用を見込んでいませんでしたが、計画期間に1～2人の利用がありました。

	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度
訪問入浴サービス事業	利用者数	-	-	-	2	2	1

(5) 障がい児福祉サービスの利用状況

【障がい児福祉サービスの概要】

サービス	内 容
児童発達支援	未就学の障がい児に対して日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練等
放課後等 デイサービス	学校に通学している障がい児に対して、放課後、休日、夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進等を支援
障害児相談支援	障害児通所支援の支給決定前に利用計画を作成するとともに、支給決定後にサービス等の利用状況の検証と計画の見直し

①障害児通所支援

■障害児通所支援の利用状況

障害児通所支援全体では、13・14人の利用者を見込んでいましたが、利用者数は見込みを下回って推移しました。しかし、利用日数は見込んだ日数に近く、1人の利用日数が増加傾向となりました。

	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
全 体	利用者数	14	13	14	13	9	11
	利用日数	165	155	165	155	131	80

児童発達支援は令和2年度が5人の利用となっており、増加しています。

	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
児童発達支援	利用者数	-	-	-	3	2	5
	利用日数	-	-	-	36	15	24

医療型児童発達支援は利用がみられませんでした。

	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
医療型児童発達支援	利用者数	-	-	-	0	0	0
	利用日数	-	-	-	0	0	0

放課後等デイサービスの利用者は平成30年度が10人利用しており、令和元年度は7人、令和2年度は6人と微減しています。

	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
放課後等デイサービス	利用者数	-	-	-	10	7	6
	利用日数	-	-	-	119	116	56

保育所等訪問は利用がみられませんでした。

	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
保育所等訪問	利用者数	-	-	-	0	0	0
	利用日数	-	-	-	0	0	0

居宅訪問型児童発達支援は利用がみられませんでした。

	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数	-	-	-	0	0	0
	利用日数	-	-	-	0	0	0

②障害児相談支援

■障害児相談支援の利用状況

横ばいを見込みましたが、利用者が減少しました。

	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
障害児相談支援	利用者数	14	16	18	12	8	14

③障害児入所施設

障害児入所施設の利用者はいませんでした。

■障害児入所施設の利用状況

	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
障害児入所施設	利用者数	-	-	-	0	0	0

第3章 現状からみられる課題

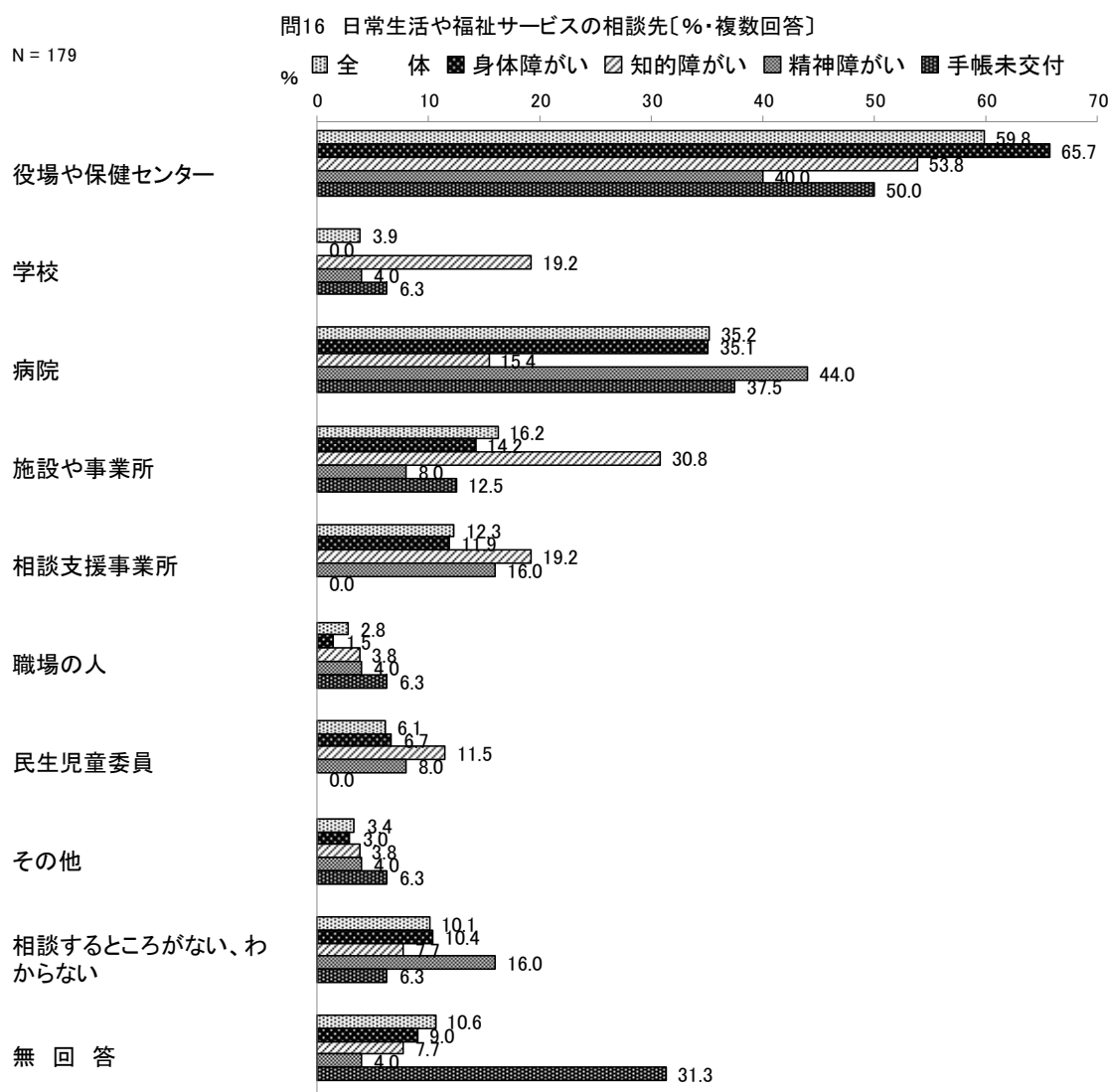
1. アンケート調査から読み取れる課題

【調査概要】

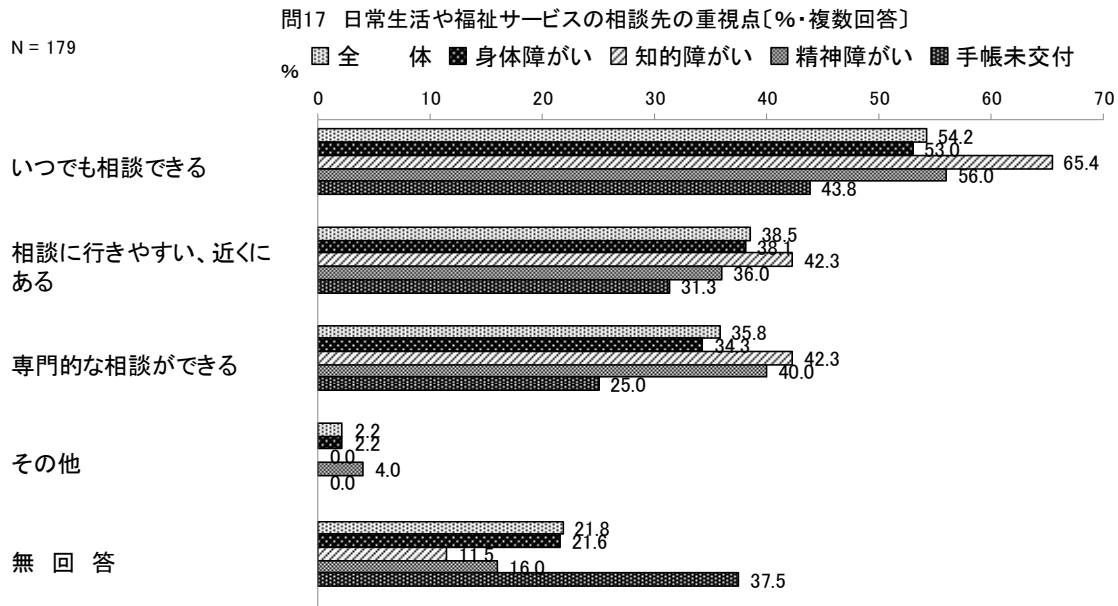
- ・調査方法: 郵送による配布、回収
- ・調査期間: 令和2年9月 18 日～9月 30 日
- ・調査対象: 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付されている方、難病(特定疾病)の認定を受けている方、障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスを利用されている方とご家族等
- ・回収結果: 配布数: 327 件 有効回答数: 179 件 回収率: 54.7%

① 相談先について

「役場や保健センター」が59.8%、「病院」が35.2%、「施設や事業所」が16.2%回答されていますが、「相談するところがない、わからない」が10%回答されています。

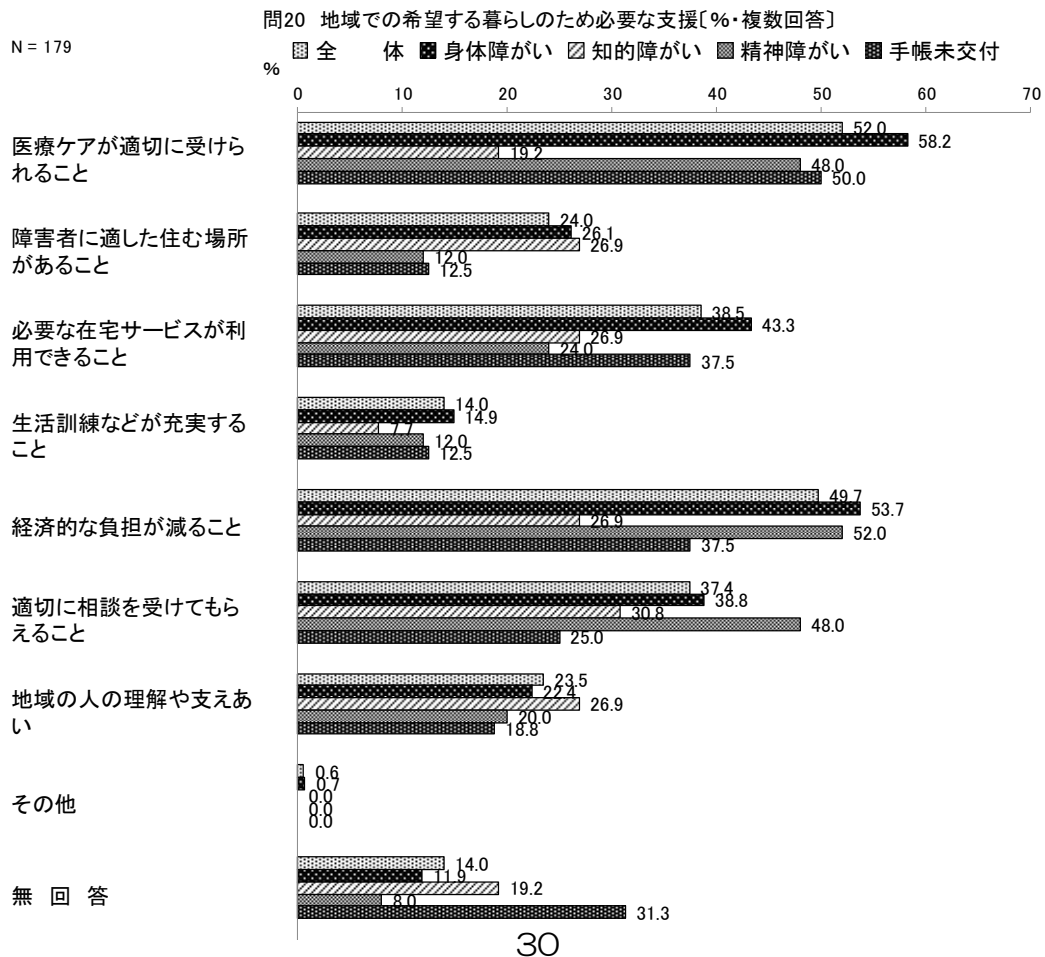


相談で重視することは「いつでも相談できる」が54.2%と多く、「相談に行きやすい、近くにある」が38.5%、「専門的な相談ができる」が35.8%で続いています。



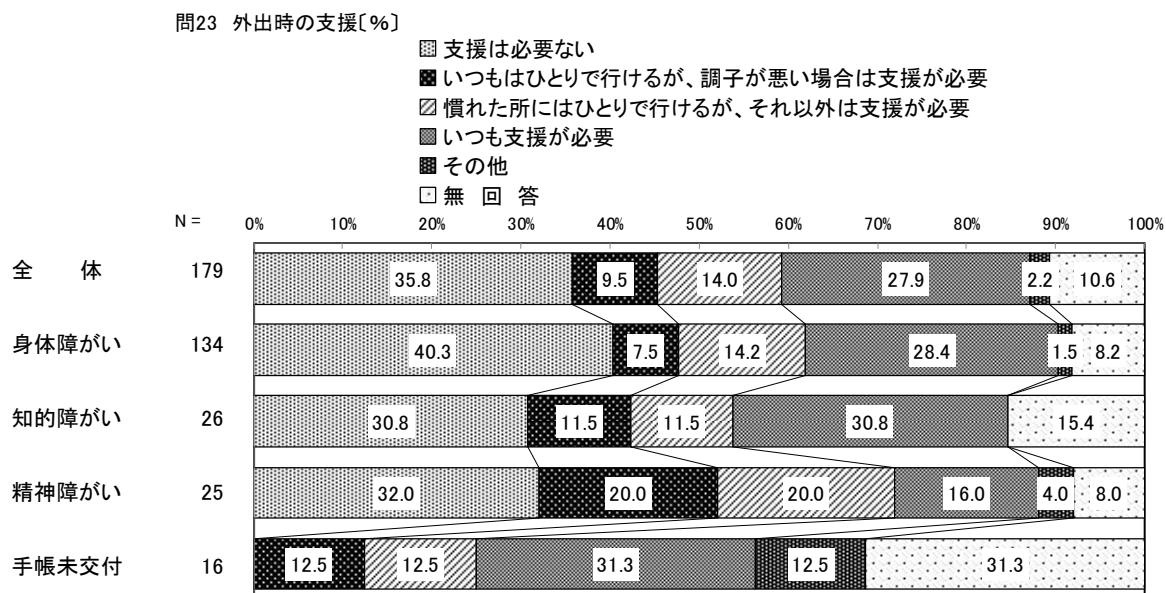
②地域生活に関すること

地域で生活するために必要なことは、「医療ケアが適切に受けられること」が52.0%、「経済的な負担が減ること」が49.7%、「必要な在宅サービスが利用できること」が38.5%と多く回答されています。



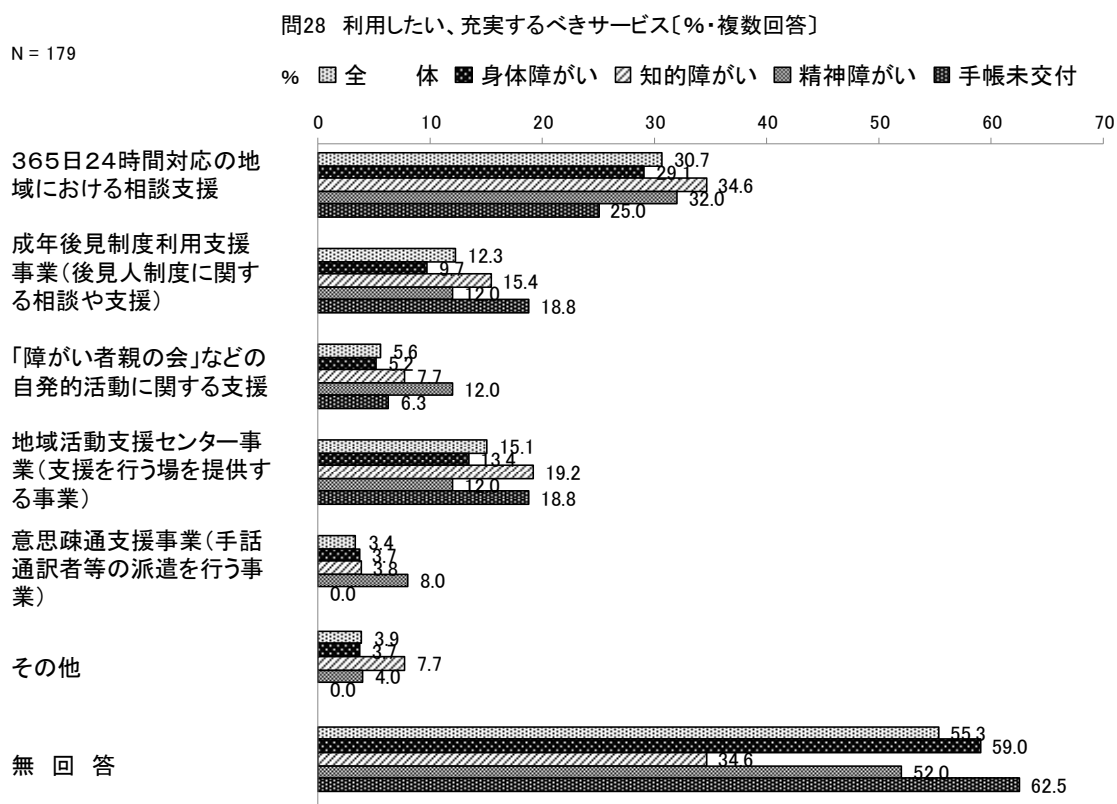
③外出時の支援

「いつも支援が必要」が27.9%、「慣れた所にはひとりで行けるが、それ以外は支援が必要」が14.0%など、外出に支援が必要な人は半数程度となっています。



④福祉サービス等で充実するべきサービス

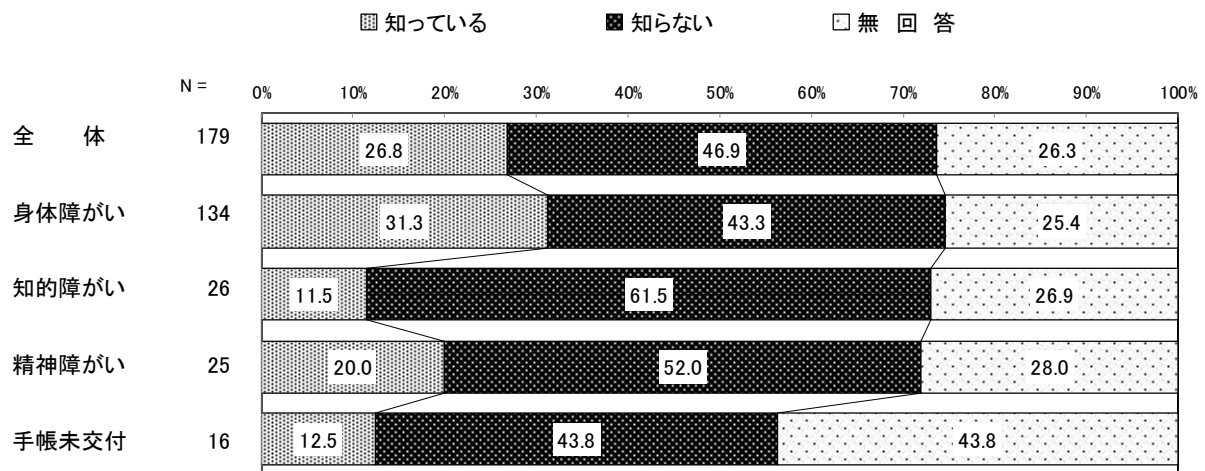
「365日24時間対応の地域における相談支援」が30.7%、「地域活動支援センター事業（支援を行う場を提供する事業）」が15.1%、「成年後見制度利用支援事業（後見人制度に関する相談や支援）」が12.3%回答されています。



⑤成年後見制度の認知

「知らない」が46.9%と多く、「知っている」は26.8%です。

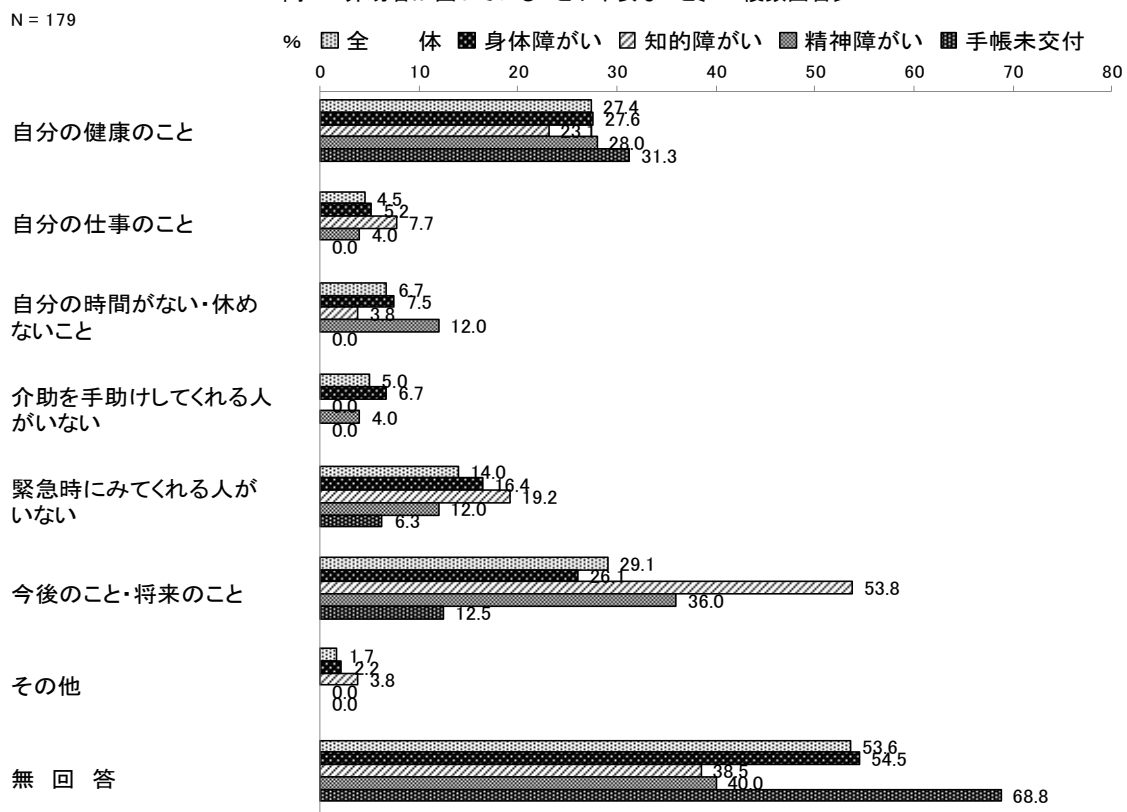
問42 成年後見制度の認知〔%〕



⑥介護者が困っていること

「今後のこと・将来のこと」が29.1%、「自分の健康のこと」が27.4%と多く、「緊急時にみてくれる人がいない」が14.0%と続いています。

問46 介護者が困っていることや不安なこと〔%・複数回答〕



2. ヒアリング調査から読み取れる課題

第1章にも掲載しましたが、本計画の策定にあたって、近隣の相談支援事業所及び障がい福祉サービス事業所、精神科医療機関、特別支援学校等にヒアリング調査を実施しました。ヒアリング調査では次のような現状や課題が指摘されました。

【調査概要】

- ・計画策定の基礎資料とすることを目的に、取組の現状やニーズ等、今後3年間の予定についてご意見を伺いました。
- ・実施時期 令和2年9月
- ・調査方法 ヒアリングシートへの記入
- ・回収件数 33件

①日々のサービス提供活動を行う上での課題等

- サービス提供・障がい福祉人材に関すること
 - ・医療的ケアや重症心身障がい児及び重症心身障がい者の受け入れ施設が少ない。
 - ・相談員の数が圧倒的に少ない。計画相談支援で予定しているモニタリングを行うことが難しい。
 - ・ヘルパーの人員不足、従業員の高齢化により人材確保が困難である。
 - ・事業所で統一的な支援ができていない。
 - ・専門的な知識を持つ職員が少ない。
- サービス利用者の状況等
 - ・障がい者の高齢化で身体能力が低下し、日常生活が難しくなっているため、支援が増えている。
 - ・利用者が就職への意識をもてるような工夫が必要
 - ・福祉事業所が少ないため、進路の選択が限られてしまう。卒業後に利用できる福祉サービス事業所の空き状況が厳しい。
- 地域での暮らしを支えていくために
 - ・介護と医療の連携が必要
 - ・特別支援学校卒業後の支援機関との連携
 - ・住み慣れた地域で暮らすには資源が限られている
 - ・合理的配慮＊に関しての知識が不足している。
 - ・精神障がいについて学べる場があるとよい。

②今後3年間の事業予定等

今後3年間の予定について回答のあった12法人で、実施しているサービス30件のうち「現状維持」が21件、「拡大・新規」が5件、「縮小・撤退」が1件、「未回答」が3件となっています。

③ヒアリング調査結果から見えた課題

- ・入所施設や入院施設からの地域移行、精神科医療機関から地域生活への移行を促進するため、生活の場としての資源の確保。
- ・障がい福祉サービス事業所全般に人材不足がみられ、専門職としての質の担保・向上が求められている。相談支援事業所では相談支援専門員が不足している。
- ・移動手段の確保。

3. 課題の整理

課題1 相談支援に関すること

相談支援体制を充実していくためには、支援が必要な人のそれぞれのライフステージに切れ目のない支援、様々な支援が身近な所で受けられる体制づくりが課題です。

特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所などでは相談支援専門員の不足や1人に関わる時間を確保することが難しい状況が伺えます。個々のプランはできているものの、モニタリングの機会をとることが困難なことがあります。

また、我が事・丸ごと地域共生社会の動きのなかで、分野横断的な総合相談支援体制づくりが求められており、相談支援専門員が相談に対応しやすくしていくことも重要であり、包括的な相談体制づくりが課題となっています。

あわせて、障がい者が不利益を被らないように保護、支援する成年後見制度の活用や、本人の意思を尊重するための意思決定支援の必要性も今後さらに高まることが考えられますが、成年後見制度は認知度が低く、必要な人が利用に結びつきにくい現状もあることから、制度の周知と利用の円滑化が必要です。

課題2 障がい児の支援体制について

支援が必要な子どもの全体数が増加しており、障がい児福祉サービス等の支援策は量・質ともに充実が求められています。発達障がいの状況や必要な支援も多様であることを踏まえ、障害児相談支援事業所や医療的ケア児支援のためのコーディネーター等が障がいのある子どもと保護者に支援ができるように、児童発達支援センター機能を確保してサービスと支援につなげていくことが課題です。

課題3 障がいのある人の地域生活の支援について

地域移行を支援していくためには、日中の活動の場、居住の場を確保するとともに、それらの場をつなぐ移動手段を考えていくことが課題です。

地域で生活する上で訓練や就労も重要な要素です。就労継続支援B型の利用者が多く、近隣に就労移行支援や就労継続支援A型の施設が少ないこともあり、一般就労に結びつくことが難しい面があります。一般就労への意欲をもてるように支援するとともに、地域の資源の活用についても協議していく必要があります。

第4章 本計画の基本方針

1. 計画の基本理念

本計画は、「玉川村障害者計画」と整合・連携を図るため、同計画の「共に支え合い、障害のある人が自立して元気に暮らせる たまかわ」を基本理念に、誰もが住み慣れた地域で、心豊かに自分らしく過ごせる「地域共生社会の実現」と、障がいのある人が必要とする福祉サービスだけではなく、地域で支援を必要とする全ての方が一体となり、みんなで支え合う福祉の村づくりを目指しています。「地域共生社会の実現」を目指す福祉関連の各計画の基本理念と同一化し、第5期計画に引き続き、『共に支え合い、障がいのある人が自立して元気に暮らせる たまかわ』の基本理念を継続します。

本計画では、この基本理念に基づいて村民、地域、各種団体、関係機関が行政と協働し、地域全体で障がい者施策の推進を図り、障がいのある人が自らの能力を最大限に発揮し自己実現できる村づくりを目指します。

【基本理念】

共に支え合い、障害のある人が自立して元気に暮らせる たまかわ

2. 重点取組

(1) 地域生活支援拠点等の整備に向けた新規相談支援事業所の設置

障がいのある人が地域において安心して生活していくためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、サービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

このため、相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを中心に相談支援事業所の相談支援専門員の質の向上とネットワークづくりを継続して推進します。あわせて、地域生活支援拠点等の整備の取組と連動して新規に相談支援事業所を圏域内に1か所設置します。相談支援事業所の確保により、計画相談支援、モニタリングの提供を促進します。

相談支援については、地域共生社会の実現に向けて障がいのある人の抱える課題を把握し、的確な支援につなげていくことが重要であり、切れ目ない支援の根幹となるものです。そのため、障がいのある人本人の意思を尊重して適切な助言や支援を行うことができるように、また必要な情報が取得できるように、相談支援と情報提供、コミュニケーション支援などの支援体制の充実を図ります。

(2) 地域生活を支援するための居住の場・日中活動の場の確保

地域生活への移行、定着、継続を支援するため、障がいのある人のライフステージに沿って、保健・医療・障がい福祉・保育・教育・就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援体制の強化と、地域社会への参加を促進していくことが課題であり、地域の限られた資源を有効に活用する上でも圏域内のネットワークの強化が必要です。

地域生活を支援するために、居住の場と日中活動の場の確保を図ります。障がいのある人の高齢化、障がいのある人の親の高齢化が進み、支援が必要な人が増えている状況もみられます。暮らしの場の確保をはじめ、地域移行の促進、夜間利用も可能な緊急対応体制など地域生活を支援する環境づくりが重要であり、地域生活支援拠点等の整備に取り組みます。

日中活動の場では、訓練の場や集まる場、就労の場などが多様に選択できるようにしていくことが求められています。このため、地域活動支援センターを圏域内に設置することを目標に取り組みます。

（３）移動支援の拡充

障がい者の移動手段の確保については、施設や病院からの地域移行の流れや石川地方の資源不足からも、通勤、通学、通院、通所等、生活面の全般において必要な移動手段の確保が一層重要になります。

その中でも、地域生活支援事業の移動支援事業をはじめとした移動支援の需要は高いものの、石川地方では慢性的な資源不足となっている状況です。

今後は、移動支援に係る新規事業者の参入を促進するとともに、現在実施されていない通勤・通学等への支援にも目を向け、石川地方で暮らす障がい者が安心して生活できる体制づくりに取り組みます。

また、事業所の送迎サービスへの支援や、タクシー利用助成、限られた地域資源の有効活用等、他の地域の先進的な事例を参考にし、移動支援事業以外の視点からも支援が可能な検討します。

（４）成年後見制度等権利擁護支援の推進

成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成28年5月に施行され、基本理念や基本方針等を定め、制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとされ、成年後見制度利用促進基本計画を示し、市町村での成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めるとされましたが、成年後見制度自体の認知度が低く、正しく理解されていないため、利用が進んでいない状況であり、本村で実施している成年後見制度利用支援事業の利用者は毎年度1人となっています。しかし、高齢者のひとり暮らし、高齢者のみの世帯の増加、障がいのある人とその親の高齢化など、身近に支援者がいない方が増えている状況がみられ、今後、成年後見制度などの権利擁護支援が必要な人が増えていくことが見込まれます。

このため、必要な人が成年後見制度を利用し、本人らしい生活を守ることができるよう、地域生活の定着・継続のための支援の一つとして、成年後見制度や日常生活自立支援事業※等の理解を深めるための啓発を行います。あわせて、権利擁護支援の地域ネットワークや中核機関の体制整備に取り組みます。中核機関の体制整備については石川郡5町村と連携し協議を進めます。

第5章 成果指標

1. 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定にあたって

障害福祉計画は、「障害者総合支援法」第87条第1項の規定に基づき国が定める「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に基づき作成するものです。

令和2年5月に「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針」の見直しが行われ、障害者福祉施策の推進に向けて、以下のような基本的な考え方に基づき、障がい福祉サービス等の必要量を見込み、その確保のための方策を示します。

【基本指針の概要】

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R2年5月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間はR3～5年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 相談支援体制の充実・強化等
- ・ 障害福祉人材の確保
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等
- ・ 発達障害者等支援の一層の充実
- ・ 障害者の社会参加を支える取組
- ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ・ 障害福祉サービス等の質の向上

3. 成果目標(計画期間が終了するR5年度末の目標)

- | | |
|---|---|
| ① 施設入所者の地域生活への移行 <ul style="list-style-type: none">・ 地域移行者数: R元年度末施設入所者の6%以上・ 施設入所者数: R元年度末の1.6%以上削減 | ④ 福祉施設から一般就労への移行等 <ul style="list-style-type: none">・ 一般就労への移行者数: R元年度の1.27倍<ul style="list-style-type: none">うち移行支援事業: 1.30倍、就労A型: 1.26倍、就労B型: 1.23倍(新)・ 就労定着支援事業利用者: 一般就労移行者のうち、7割以上の利用(新)・ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所: 7割以上(新) |
| ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 <ul style="list-style-type: none">・ 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 316日以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)(新)・ 精神病床の1年以上入院患者数: 10.6万人～12.3万人に(H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減)・ 退院率: 3ヵ月後 69%以上、6ヵ月後 86%以上、1年後 92%以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準) | ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等 <ul style="list-style-type: none">・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置・ 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保(新)・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保・ 医療的ケア児支援の協議の場(都道府県、圏域、市町村ごと)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置(一部新) |
| ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 <ul style="list-style-type: none">・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討 | ⑥ 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】 <ul style="list-style-type: none">・ 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保 ⑦ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】 <ul style="list-style-type: none">・ 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築 |

- ① 地域における生活の維持及び継続の推進
- ② 福祉施設から一般就労への移行等
- ③ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ④ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ⑤ 発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ⑦ 相談支援体制の充実・強化等
- ⑧ 障害者の社会参加を支える取組
- ⑨ 障害福祉サービス等の質の確保
- ⑩ 障害福祉人材の確保

2. 令和5年度に向けた成果目標の設定

(1) 障がい福祉サービスの成果指標

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

【考え方】

○基本指針:令和5年度末において、地域生活に移行した者の成果目標を設定。

- ・令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- ・令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者の1.6%以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

■成果指標

項 目	数 値	備 考
令和2年3月31日時点の施設入所者数	10人	令和元年度末の全施設入所者数
【目標値】地域生活移行者数	1人	施設入所からグループホーム等への地域移行者数
	10.0%	(割合については、地域生活移行者数を全て入所者で除した値)
【目標値】削減見込者数	1人	令和5年度末時点の削減見込者数
	10.0%	(割合については、削減見込数を全入所者で除した値)

【目標達成のための方策】

国の基本方針や当村の現状を踏まえ、地域生活への移行者を1人、施設入所者については令和元年度の10人から令和5年度には9人に削減することをめざします。

②地域生活支援拠点の整備

【考え方】

○基本指針:令和5年度末までに、各市町村又は各障害福祉圏域に少なくとも1つの拠点を確保する。年1回以上運用状況を検証及び検討する。

■成果指標

項 目	数 値	備 考
令和2年3月31日時点の整備数	0か所	令和元年度末時点の整備か所数
【目標値】整備数	1か所	令和5年度末時点の整備か所数
令和2年3月31日時点の運用状況の検証・検討回数	0回/年	令和元年度末時点の検証・検討回数
【目標値】検証・検討回数	1回/年	令和5年度末時点の検証・検討回数

【目標達成のための方策】

地域生活支援拠点については、令和5年度までに1か所の整備を目標とし、運用状況の検証・検討回数も年1回の実施をめざします。

③福祉施設から一般就労への移行等

【考え方】

○基本指針：就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行、就労継続）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者を令和元年度の移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。併せて以下についても、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

- ・就労移行支援事業：1.30倍以上
- ・就労継続支援A型事業：概ね1.26倍以上
- ・就労継続支援B型事業：概ね1.23倍以上

○基本指針：令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

○基本指針：令和5年度末において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

※「就労定着率」の定義：

過去3年間の就労定着支援の総利用者のうち前年度末時点の就労定着者数の割合（平成30年度報酬改定の考え方）

■成果指標

項 目	数 値	備 考
令和元年度の一般就労移行者数	0人	令和元年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数①
【目標値】一般就労移行者数	3人	令和5年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数②
	—	(倍率)
令和元年度の就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	0人	①のうち、就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数
【目標値】就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	1人	②のうち、就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数
	—	(倍率)
令和元年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数	0人	①のうち、就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数
【目標値】就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数	1人	②のうち、就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数
	—	(倍率)
令和元年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者数	0人	①のうち、就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数
【目標値】就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者数	1人	②のうち、就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数
	—	(倍率)
【目標値】一般就労移行者数のうち就労定着支援事業利用者数	0人	②のうち、就労定着支援事業の利用者数③
	0.0%	【目標値】一般就労移行者数のうち就労定着支援事業利用者数
令和元年度の就労定着率が8割以上の事業所数	0か所	就労定着支援事業所のうち、令和元年度の就労定着率が8割以上の事業所数
令和5年度の就労定着支援事業所数(見込)	0か所	令和5年度の就労定着支援事業所数(見込)

項 目	数 値	備 考
【目標値】就労定着率が8割以上になる就労定着支援事業所数	0か所	令和5年度の就労定着率が8割以上となる就労定着支援事業所数
	—	(割合については、令和5年度の就労定着率が8割以上となる就労定着支援事業所数を令和5年度の就労定着支援事業所数で除した値)

【目標達成のための方策】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業や就労定着支援の推進を通じて、令和5年度に3人の一般就労をめざします。

また、令和5年度の就労移行支援事業及び就労継続支援A・B型事業の利用者は各1人と計画します。

④相談支援体制の充実・強化等

【考え方】

○基本指針：令和5年度末までに各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

■成果指標

「障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施」の目標

項 目	数 値	備 考
令和元年度の実施の有無	無	令和元年度の実施の有無
【目標】実施の有無	有	令和5年度の実施の有無

「地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言」の目標

項 目	数 値	備 考
令和元年度の指導・助言件数	0回	令和元年度の指導・助言件数
【目標値】指導・助言件数	12回	令和5年度の指導・助言件数

「地域の相談支援事業者の人材育成の支援」の目標

項 目	数 値	備 考
令和元年度の支援件数	0回	令和元年度の支援件数
【目標値】支援件数	12回	令和5年度の支援件数

「地域の相談機関との連携強化の取組の実施」の目標

項 目	数 値	備 考
令和元年度の実施回数	0回	令和元年度の実施回数
【目標値】実施回数	6回	令和5年度の実施回数

【目標達成のための方策】

自立支援協議会の活動の強化と、石川郡5町村で共同設置した石川地方障がい者基幹相談支援センターを中心に相談支援体制の充実と強化を図ります。

⑤障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【考え方】

○基本指針：令和5年度末までに都道府県及び市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

■成果指標

「都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加」の目標

項 目	数 値	備 考
令和元年度の参加人数	1人	令和元年度の参加人数
【目標値】参加人数	1人	令和5年度の参加人数

「障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制」の目標

項 目	数 値	備 考
令和元年度の体制の有無	無	令和元年度の体制の有無
【目標値】体制の有無	有	令和5年度の体制の有無
令和元年度の実施回数	0回	令和元年度の実施回数
【目標】実施回数	1回	令和5年度の実施回数

【目標達成のための方策】

障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組の充実を図ります。

(2) 障がい児福祉サービスの成果指標

①障がい児支援の提供体制の整備等

【考え方】

○基本指針：令和5年度末までに、各市町村に下記について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。

- ・児童発達支援センター：少なくとも1か所以上
- ・保育所等訪問支援：利用できる体制を構築する。
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス：1か所以上

■成果指標

「児童発達支援センターの整備」目標

項 目	数 値	考 え 方
令和2年3月31日時点の整備数	0か所	令和元年度末の整備か所数
【目標値】整備数	1か所	令和5年度末までの整備か所数

「保育所等訪問支援事業所の整備」目標

項 目	数 値	考 え 方
令和2年3月31日時点の整備数	0か所	令和元年度末の整備か所数
【目標値】整備数	1か所	令和5年度末までの整備か所数

「重症心身障害児を主たる支援の対象としている児童発達支援事業所」の目標

項 目	数 値	考 え 方
令和2年3月31日時点の整備数	0か所	令和元年度末の整備か所数
【目標値】整備数	1か所	令和5年度末までの整備か所数

「重症心身障害児を主たる支援の対象としている放課後等デイサービス事業所」の目標

項 目	数 値	考 え 方
令和2年3月31日時点の整備数	0か所	令和元年度末の整備か所数
【目標値】整備数	1か所	令和5年度末までの整備か所数

「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」の目標

項 目	数 値	考 え 方
令和2年3月31日時点の協議の場の数	1か所	令和元年度末の整備か所数
【目標値】協議の場の数	1か所	令和5年度末までの整備か所数

「コーディネーターの配置」の目標

項 目	数 値	考 え 方
令和2年3月31日時点の配置数	0人	令和元年度末の配置数
【目標値】配置数	1人	令和5年度末までの配置数

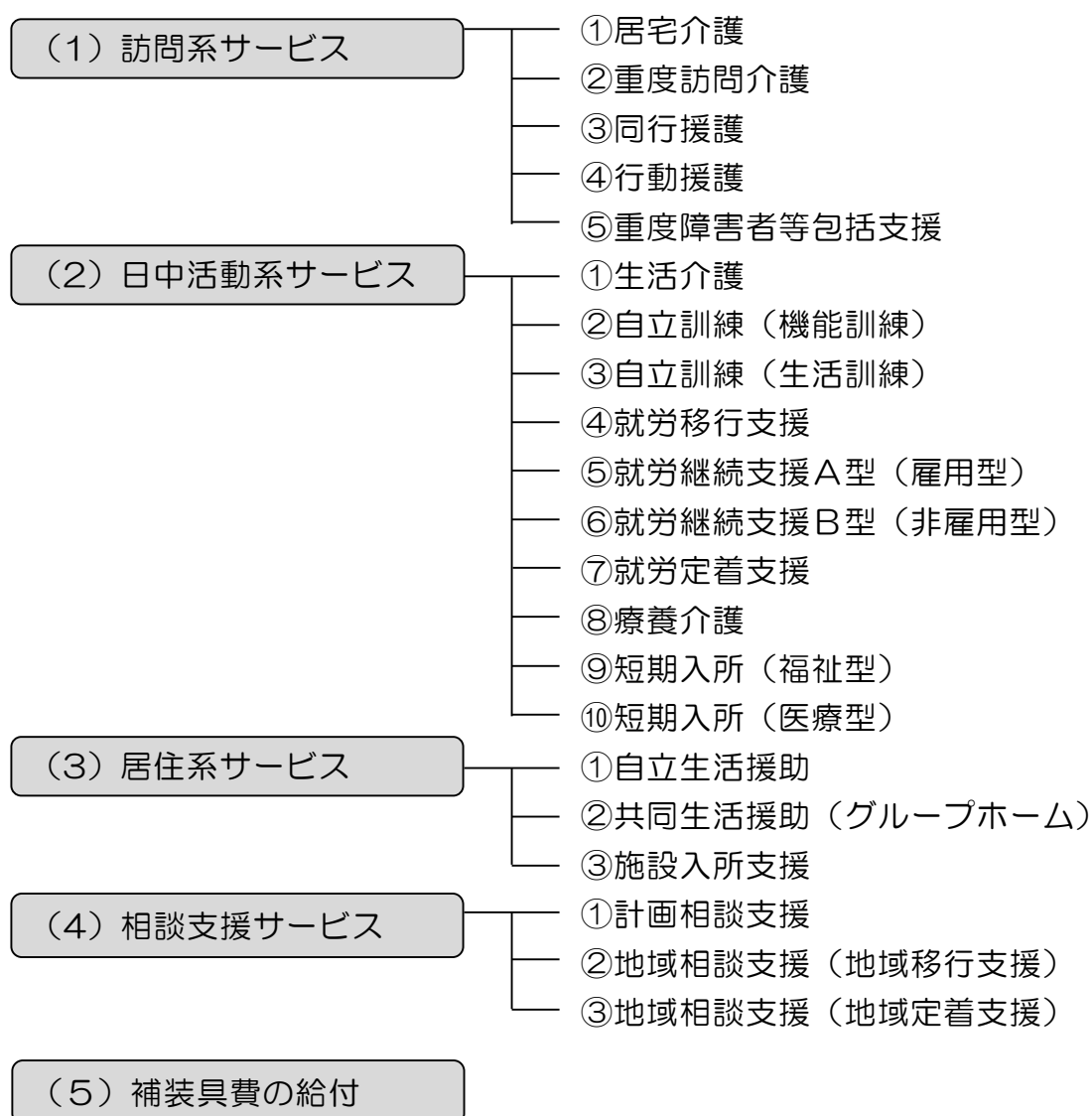
第6章 障がい福祉計画

1. 障がい福祉サービスの見込み・確保策

障がい福祉サービスは、個々の障がいのある人の障がい程度や勘案すべき社会活動や介護者、居住等の状況を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障がい福祉サービス」と市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に提供できる「地域生活支援事業」に分けられます。

また、「障がい福祉サービス」は、「介護給付」「訓練等給付」「相談支援」「補装具」に分類されます。

【障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの体系】



(1) 訪問系サービス

【見込み量の考え方】

令和5年度の月間訪問系サービスの利用者は14人で、利用時間は350時間となる見込みです。

■第6期活動指標

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
居宅介護	324	時間	350	時間	350	時間
	12	人分	14	人分	14	人分

(1か月あたり延べ量)

【確保策】

- 施設や病院から地域生活に移行する人や、重度の障がいのある人が地域で安心して生活ができるよう、訪問系サービスの適切な支援が行なわれるよう努めていきます。
- 重度訪問介護や同行援護及び行動援護、重度障害者等包括支援は利用実績がないため利用者数を見込んでいませんが、ニーズに応じて柔軟な対応に努めます。

(2) 日中活動系サービス

【見込み量の考え方】

月間日中活動系サービスについて令和5年度の利用者は生活介護が21人、療養介護の利用者は2人となる見込みです。自立訓練について機能・生活ともに0人となる見込みです。

就労系サービスについて令和5年度の利用者は就労移行支援が1人、就労継続支援（A型）が1人、就労継続支援（B型）が11人となる見込みです。また、短期入所の利用者は（福祉型・医療型）7人となる見込みです。

■第6期活動指標

区分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
日 中 活 動 系	生活介護	460	人日分	483	人日分	483	人日分
		20	人分	21	人分	21	人分
	自立訓練(機能訓練)	0	人日分	0	人日分	0	人日分
		0	人分	0	人分	0	人分
	自立訓練(生活訓練)	0	人日分	0	人日分	0	人日分
		0	人分	0	人分	0	人分
	就労移行支援	23	人日分	23	人日分	23	人日分
		1	人分	1	人分	1	人分
	就労継続支援(A型)	23	人日分	23	人日分	23	人日分
		1	人分	1	人分	1	人分
	就労継続支援(B型)	253	人日分	253	人日分	253	人日分
		11	人分	11	人分	11	人分
	就労定着支援	1	人分	0	人分	0	人分
	療養介護	2	人分	2	人分	2	人分

(人日:1か月あたり延べ量、人:1か月あたり実量)

【確保策】

○生活介護は利用者の増加を見込み、利用者のニーズに沿うよう、事業所と連携しサービスの確保に努めます。自立訓練は、利用実績がないため利用者数を見込んでいませんが、ニーズに応じて柔軟な対応に努めます。

○就労移行支援や就労継続支援は、利用者の自立に向けた日中活動の主要なサービスの一つとして新規利用を促進し、一般就労へ移行できるよう、企業への障がい者雇用拡大に向け働きかけを行います。

○短期入所は、必要に応じて利用できるよう、既存の事業者へ提供体制の充実を求め、また、新規事業者の参入促進に努めます。

(3) 居住系サービス

【見込み量の考え方】

令和5年度の共同生活援助の利用者は6人、施設入所支援の利用者は9人となる見込みです。

■第6期活動指標

区分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
居住系	自立生活援助	0	人分	0	人分	0	人分
	共同生活援助(GH)	6	人分	6	人分	6	人分
	施設入所支援	10	人分	10	人分	9	人分

(1か月あたり実量)

【確保策】

- 共同生活援助（グループホーム）は、地域生活への移行を進めるための重要な施設となるため、新規事業者の参入を促進します。
- 施設入所支援は、地域生活への移行を想定しつつも新たな利用が出た場合は、事業所と連携し、入所先を確保します。
- 自立生活援助は現状、利用実績がないため利用者数を見込んでいませんが、ニーズに応じて柔軟な対応に努めます。

(4) 相談支援サービス

【見込み量の考え方】

令和5年度の計画相談支援の利用者は100人、地域移行支援は1人、地域定着支援は0人となる見込みです。

■第6期活動指標

区分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
相談支援	計画相談支援	102	人分	102	人分	100	人分
	地域移行支援	1	人分	0	人分	1	人分
	地域定着支援	0	人分	0	人分	0	人分

(1年あたり実量)

【確保策】

- 計画相談支援については、サービス等利用計画などの作成に関する支援を充実させるため、基幹相談支援センターを中心に相談支援専門員の育成や負担軽減、相談支援事業所の立ち上げに努め、サービス提供事業所と連携を図り、相談支援の質の向上に努めます。
- 地域相談支援は、スムーズな地域移行・地域定着と安定した地域生活が送れるよう、指定相談支援事業者と連携を図ります。

（５）その他の取組

基本指針に掲げられている「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた取組については、精神障がいに対する地域の理解を深めていき、地域の実情にあった地域包括ケアシステムのあり方を検討していく必要があります。このため、広域的な協議の場の設置も視野に入れ、石川地方地域自立支援協議会内で協議を重ねた上で、保健、医療、福祉等の関係機関による情報連携を強化します。

2. 地域生活支援事業の見込み・確保策

(1) 必須事業

【見込み量の考え方】

継続して実施します。

■第6期計画

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		見込量	見込量	見込量
(1)理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
(2)自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
(3)相談支援事業				
①基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	有
②住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無
(4)成年後見制度利用支援事業	利用者数	1	1	1
(5)成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
(6)意思疎通支援事業				
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用者数	1	1	1
②手話通訳者設置事業	設置人数	0	0	0
(7)日常生活用具給付等事業				
①介護・訓練支援用具	利用件数	1	1	1
②自立生活支援用具	利用件数	1	1	1
③在宅療養等支援用具	利用件数	1	1	1
④情報・意思疎通支援用具	利用件数	1	1	1
⑤排泄管理支援用具	利用件数	168	180	192
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	利用件数	1	1	1
(8)手話奉仕員養成研修事業	登録者数	0	0	0
(9)移動支援事業	利用者数	3	3	3
	利用時間数	108	108	108
(10)地域活動支援センター事業	実施か所数	0	0	1

【確保策】

- 「理解促進研修・啓発事業」は、石川地方地域自立支援協議会を活用し研修会等の開催や教育機関と連携し、障がいに対する普及啓発、共生社会の推進を行います。
- 「自発的活動支援事業」は、自発的な交流活動の推進を図り支援していきます。
- 「相談支援事業」は、石川地方障がい者基幹相談支援センターと連携し、広域的な相談支援体制の整備と相談支援機能の強化に努めます。
- 「成年後見制度利用支援事業」は、制度の普及啓発と、制度の利用を必要な人の支援を図っていきます。
- 「意思疎通支援事業」は、手話通訳などを必要とする人への利用促進を図っていきます。
- 「日常生活用具給付等事業」は、排泄管理支援用具をはじめ、情報・意思疎通支援用具の給付と、また、近年では居宅生活動作補助用具（住宅改修費）の給付を見込みました。障がいのある人や障がいのある子どもの日常生活のニーズに応じた用具を適切に給付できるよう努めます。
- 「移動支援事業」は、利用ニーズはあるものの、サービスを提供できる事業所が少ないため、事業所の新規参入の促し等も検討し、サービスが提供できる事業所の確保に努めます。
- 「地域活動支援センター事業」は、センター設置に向け協議会等で検討していきます。

(2) 任意事業

【見込み量の考え方】

継続して実施します。

【第6期計画】

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		見込量	見込量	見込量
(1) 日中一時支援事業	利用者数	10	10	10
	利用日数	480	480	480
(2) 訪問入浴サービス事業	利用者数	1	1	1
	利用日数	120	60	60
(3) 自動車運転免許取得費助成事業	実施の有無	有	有	有
(4) 身体障害者用自動車改造費助成事業	実施の有無	有	有	有
(5) 障がい者デイサービス事業	利用者数	3	3	3
	利用日数	360	360	360

【確保策】

- 「日中一時支援事業」は、利用者が増えていることから増加を見込みました。
- 「訪問入浴サービス事業」は、引き続き1人を見込みました。
- 「障がい者デイサービス事業」は、村内のデイサービス事業所を利用するため、希望者のニーズに合わせたサービス量の確保に努めます。
- 各事業とも障がいのある人や障がいのある子どものニーズを踏まえ柔軟に対応できるように、事業についての検討と、ホームページなどで周知していきます。

第7章 障がい児福祉計画

第4期障がい福祉計画より、「障がい児支援」として記載してきましたが、平成29年度に障がい児福祉計画として策定しました。第1期障がい児福祉計画の実績を踏まえ、令和5年度に向けて、令和3年度から令和5年度の3年間で第2期計画期間として各年度における障がい児通所支援や障がい児相談支援必要な量の見込み量を設定します。

[障がい児福祉サービスの体系]

障がい児支援

- ア) 児童発達支援
- イ) 医療型児童発達支援
- ウ) 放課後等デイサービス
- エ) 保育所等訪問支援
- オ) 障害児相談支援
- カ) 居宅訪問型児童発達支援

(1) 障がい児支援

【見込み量の考え方】

令和5年度の月間児童発達支援の利用者は7人、利用量は45人日、放課後等デイサービスの利用者は13人、利用量は141人日、障害児相談支援の利用者は20人となる見込みです。

■第2期計画

区分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み量		見込み量		見込み量	
障 害 児 支 援	児童発達支援	25	人日分	35	人日分	45	人日分
		4	人分	6	人分	7	人分
	医療型児童発達支援	0	人日分	0	人日分	0	人日分
		0	人分	0	人分	0	人分
	放課後等デイサービス	131	人日分	131	人日分	141	人日分
		12	人分	12	人分	13	人分
	保育所等訪問支援	0	人日分	0	人日分	0	人日分
		0	人分	0	人分	0	人分
	居宅訪問型児童発達支援	0	人日分	0	人日分	0	人日分
		0	人分	0	人分	0	人分
	福祉型障害児入所施設	0	人分	0	人分	0	人分
	医療型障害児入所施設	0	人分	0	人分	0	人分
	障害児相談支援	48	人分	60	人分	44	人分
	医療的ケア児調整コーディネーターの配置人数	0	人	0	人	1	人
	保育所の利用を必要とする障がい児数	0	人日分	0	人日分	0	人日分
		0	人分	0	人分	0	人分
	認定こども園の利用を必要とする障がい児数	92	人分	138	人分	161	人分
		4	人分	6	人分	7	人分
	放課後児童健全育成事業を必要とする障がい児数	0	人日分	0	人日分	0	人日分
		0	人分	0	人分	0	人分
	短期入所(医療型) ※児童のみ	4	人日分	0	人日分	0	人日分
		1	人分	0	人分	0	人分
	短期入所(福祉型) ※児童のみ	0	人日分	10	人日分	10	人日分
		0	人分	1	人分	1	人分

(人日:1か月あたり延べ量、人:1か月あたり実量)

【確保策】

- 児童発達支援及び放課後等デイサービスは、利用者が増加傾向で、特に就学前の児童発達支援の利用は年々増える見込みとなっています。ニーズを把握し、障がい児通所支援事業所と連携を強化し、サービス提供事業所の確保と充実に努めます。
- 障害児相談支援は、相談支援専門員の育成や負担軽減、相談支援事業所の立ち上げに努め、サービス提供事業所と連携を図り、相談支援の質の向上に努めます。
- 医療的ケア児に対する支援が適切に行える人材を確保するために、医療的ケア児に係る関連分野の支援を総合的に調整するコーディネーターを養成するための研修などへの参加を促進し、令和5年度にコーディネーター1人配置を目指します。
- 早期発見、早期療育を推進していくために、母子保健事業や認定こども園などとの連携は必要不可欠です。平成30年度に設置した「子育て世代包括支援センター」（保健センター内）は、保健師等の専門スタッフが子育てに関する様々な相談に対応し、切れ目のない支援を一体的に提供しています。また、乳幼児の月齢に合わせた健康診査や健康相談を実施し、疾病の有無、発育・発達の遅れ、障がい等の早期発見に努め、適切な相談指導を実施し、必要に応じて医療や療育等に結びつけることや、子育ての不安や悩みを軽減できるよう、その子の発達の経過を確認していきます。
- 障がいのある子どもがそれぞれの個性を発揮し、健やかに成長していくことができるよう、それぞれの状態に応じた保育、教育の支援を充実していく必要があるため、障がい等で支援が必要な子どもの学校生活を支援するために、村内小中学校において、特別教育支援員の配置と、特別支援学級（知的・情緒）を設置し、児童や生徒の障がいの状態に応じた教育に努めます。
- 障がいに関わらず、同じ地域に住む子どもたちが共に学び育つように、特別支援教育の推進に努めます。

（２）その他の取組

障がい児支援は、適切な療育を受けるための児童発達支援や、放課後等児童デイサービス、日中一時支援事業の利用は増加傾向です。利用ニーズは高まっていると考えられますが、利用できる資源そのものが少ないため、石川郡内だけでなく近隣の市町村へ出向いたり、サービスを併用している場合があります。今後は保護者の働き方や生活圏を捉えた支援、移動手段の充実などが求められます。また、サポートファイル等で就学時や就職時に以前の情報を適切につないで共有し、切れ目のない支援を行う仕組みづくりが必要とされています。

また、発達障がい者等に対する支援として、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保すること及び発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保し、連携することが重要です。

第8章 計画の推進

1. 計画の普及・啓発

本計画については、ホームページ等での普及・啓発を行い、計画内容の周知と、かつ、障がいの種類に応じた適切な情報提供を図ります。

また、一人ひとりが、福祉の担い手であるという意識を持っていただくために、様々な地域活動を通じて障がいへの理解、計画の普及・啓発を行います。

2. 関係機関との連携の強化

本計画の推進にあたっては、石川地方地域自立支援協議会の活用と、社会福祉協議会、サービス提供事業所、保健医療機関、障がい者団体、住民ボランティアなど関係機関との連携を強化するとともに、庁内の関係部署が十分に連携を図りながら取組を推進します。

また、福祉サービスの中には、村単独で行うことが困難なものや、広域的に行った方が効果的な事業もあるため、近隣市町村、県中圏域内や石川郡各町村との連携・調整を図ります。

また、障がい者の地域生活を支援するためには、これらの団体等との協力関係を深め、障がい者施策の円滑な推進を図ります。

3. 感染症対策への配慮

新型コロナウイルス感染症の拡大は、障がい福祉サービス事業所が提供する各種サービス、利用される方々やその家族の生活に大きな影響を与えます。それらの影響の把握に努めながら、十分な感染防止対策を前提に、サービス提供されることが重要です。地域の感染状況や他の障がい福祉サービス等の提供体制、利用者の生活状況等も踏まえ、地域の実情に応じ、柔軟なサービス提供が図られるようサービス提供事業者との連携に努めます。

第9章 資料編

1. 玉川村障害者計画策定委員会設置要綱

平成21年1月29日

要綱第1号

改正 平成27年3月20日要綱第4号

(目的)

第1条 障害のある人が地域住民の一員として自立と社会参加を図っていくために、「障害者基本法」の理念に基づき障害者に対する自立支援と公平な福祉サービス提供の施策を推進できるよう「玉川村障害者計画・玉川村障害福祉計画」（以下「計画」という。）を策定することを目的に、玉川村障害者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は次の事項について協議する。

- (1) 障害者の現状と自立支援に関すること。
- (2) 計画に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は次に掲げるもののうちから、村長が委嘱する。

- (1) 住民代表
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 障害者福祉会代表者
- (5) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年要綱第 4 号）

この要綱は、平成 26 年 10 月 27 日から施行する。

2. 玉川村障害者計画策定委員会委員名簿

NO	区 分	氏 名	備 考
1	住民代表	熊田香奈子	障がい児保護者
2		須釜 勝則	障がい者当事者
3	保健医療関係者	塩田ゆかり	玉川村地域包括支援センター
4	福祉関係者	倉鎌 利治	玉川村民生委員協議会
5		桑澤恵美子	石川地方地域自立支援協議会代表 社会福祉法人桜が丘学園
6		吉田 清美	石川地方障がい者基幹相談支援センター
7	障害者福社会代表者	國井 文雄	玉川村身体障害者福社会
8	学識経験者	大和田 宏	村議会文教厚生常任委員会委員

玉川村健康福祉課 策定委員会事務局名簿

NO	職 名	氏 名	備 考
1	課長	曲山知賀子	
2	社会福祉係長	瀬谷久美子	

3. 策定経過

年 月 日	内 容
令和 2 年 9 月	アンケート調査及びヒアリング調査の実施
12 月 24 日	第 1 回策定委員会
令和 3 年 2 月 2 日	第 2 回策定委員会
(予定) 2 月	パブリックコメントの実施
(予定) 3 月	第 3 回策定委員会

4. アンケート調査票

たまかわむらしょう ふく しけいかくとうさくてい
玉川村障がい福祉計画等策定のための
ちようさ きょうりよく
アンケート調査にご協力ください

たまかわむら しょう しゃふくし かん けいかく かいいてい ぐたいてき
玉川村では、障がい者福祉に関する計画の改定にあたり、具体的な
しさく さんこう ちようさ じっし かいとう
施策の参考にさせていただくため、この調査を実施いたします。ご回答い
ただいた内容については、むら せきにん も しゅうけい ちようさ もくてき
ただいた内容については、村が責任を持って集計し、この調査の目的
いがい しょう
以外には使用いたしません。

か かた 【書き方について】

- なまえ か けっこう
1 名前は書かなくて結構です。
- あてな ほんにん
2 「あなた」とは、宛名のご本人のことです。宛名のご本人について、
かぞく しせつ かた きょうりよく かいとう
ご家族や施設の方などに協力していただきながらご回答ください。
こた むり こた けっこう
答えたくないことなどは無理に答えなくて結構です。
- ばんごう まる きにゅうらん きにゅう
3 あてはまる番号に○をつけたり、記入欄に記入していただくところ
かいとうすう まる
があります。また、回答数が「1つに○」「いくつでも○」などと
してい
指定してあります。

か お 【書き終わったら】

がつ にち すいようび へんしんようふうとう い おく
9月30日（水）までに返信用封筒に入れて送ってください。
ちよくせつ やくばまどぐち じさん かま
（直接、役場窓口に持参いただいても構いません。）

ちようさ と あ か き ねが
この調査についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

たまかわむらけんこうふくし か しゃかいふくしかかり
玉川村健康福祉課 社会福祉係
でんわ
電話 0247-57-4623
FAX 0247-57-3952

1. あなたについて

問1 この調査に回答しているのはどなたですか。（1つに○）

1. 宛名の本人が回答（代筆を含む）	3. 施設職員が、かわりに回答
2. 家族が、かわりに回答	4. その他（ ）

問2 性別を教えてください。

1. 男性	2. 女性
-------	-------

問3 年齢を教えてください（ ）内に数字を記入）（9月1日現在）

（ ）歳

問4 あなたが持っている手帳の種類と程度についてお答えください。

身体障害者手帳		療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳
等 級	種類（当てはまるものに○）		
（ ）級	・視覚障がい ・聴覚障がい ・平衡機能障がい ・音声・言語、そしゃく機能障がい ・肢体不自由 ・内部機能障がい※	A	1 級
		B	2 級
			3 級

※内部機能障がいとは、心臓、肝臓、腎臓、呼吸器、膀胱・直腸、小腸、免疫の機能障がいのことです

問5 あなたは自立支援医療（精神通院）受給者証（みどり色の受給者証）を持っていますか。（1つに○）

1. 持っている	2. 持っていない
----------	-----------

問6 あなたは発達障がいと診断されたことがありますか。（1つに○）

* 発達障がいとは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどをいいます。

1. ある	2. ない
-------	-------

問7 あなたは難病（指定難病）の認定を受けていますか。（1つに○）

* 難病（指定難病）とは、筋委縮性側索硬化症（ALS）や、パーキンソン病などの治療法が確立していない特殊な病気をいいます。

1. 受けている	2. 受けていない
----------	-----------

問8 あなたは高次脳機能障害として診断されたことはありますか。（1つに○）
 *高次脳機能障害とは、病気やけがで脳に損傷を受けて後遺症として生じる障害で、例えば「会話がうまくかみ合わない」などの症状があります。

1. ある	当てはまる症状に○	
	() 目が見えにくい	() 耳が聞こえにくい
	() 言葉を話しにくい	() 内部障害
	() 上肢が動かしにくい	() 下肢が動かしにくい
2. ない		

問9 あなたは現在医療的ケアを受けていますか。（1つに○）

1. 受けている	受けているケアすべてに○	
	() 気管切開	() 人工呼吸器
	() 吸入	() 吸引
	() 胃ろう、腸ろう	() けい管栄養
	() 中心静脈栄養	() 人工透析
	() カテーテル留置	() ストーマ（人工肛門、膀胱）
	() 服薬管理	() その他（ ）
	2. 受けていない	

問10 【40歳以上の方】介護保険の要支援・要介護認定を受けていますか。（1つに○）

1. 受けている 要介護度に○	利用しているサービスすべての（ ）に○	
	『自宅に訪問』	
	() 訪問介護（ヘルパー）	() 訪問入浴介護
	() 訪問リハビリ	() 居宅療養管理指導
	『施設に通う』	
	() 通所介護（デイサービス）	() 通所リハビリ
	『施設に宿泊』	
	() 短期入所（ショート）	() 短期入所療養介護
	() 介護老人福祉施設	() 介護老人保健施設
	() 有料老人ホームなど	() グループホーム
	() 地域密着型特定施設入居者生活介護	
	『その他』	
	() 福祉用具レンタル	() 福祉用具購入
	2. 受けていない	

2. お住まいと支援について

問 1 1 あなたは現在、どこで暮らしていますか。（1つに○）

1. 自宅 → 問 1 2 へ	2. グループホーム	→ 問 1 5 へ
	3. 入所施設	
	4. その他 【具体的に： 】	

問 1 2 どなたと一緒に暮らしていますか。（いくつでも○）

1. ひとり暮らし	2. その他（ 父 ・ 母 ・ 祖父 ・ 祖母 きょうだい ・ 夫 ・ 妻 ・ 子ども ）
-----------	--

問 1 3 現在、一緒に暮らしている人などから介助や支援を受けていますか。（1つに○）

1. 全面的に介助や支援を受けている	→ 問 1 4 へ
2. 部分的に介助や支援を受けている	
3. 介助や支援は受けていない	→ 問 1 5 へ

問 1 4 どのような介助や支援を受けていますか。（いくつでも○）

1. 食事	4. 身だしなみ	7. 薬の管理
2. トイレ	5. 外出	8. その他
3. 入浴	6. お金の管理	【具体的に： 】

問 1 5 あなたが生活する中で、どのような情報がほしいですか。（いくつでも○）

1. 各種サービスの情報	5. 相談できる場所の情報
2. 医療の情報	6. 障がい者団体などの情報
3. 仕事の情報	7. その他
4. 趣味の活動の情報	【具体的に： 】

問 1 6 あなたやあなたのご家族が、日常生活や福祉サービスについて相談できるところはどこですか。（いくつでも○）

1. 役場や保健センター	6. 職場の人
2. 学校	7. 民生児童委員
3. 病院	8. その他
4. 施設や事業所	【具体的に： 】
5. 相談支援事業所	9. 相談するところがない、わからない

問17 日常生活や福祉サービスについて相談するところで大切だと思うのは、どのようなことですか。（いくつでも○）

1. いつでも相談できる	3. 専門的な相談ができる
2. 相談に行きやすい、近くに ある	4. その他【具体的に： 】

問18 あなたは今後3年以内に、どこで生活したいと思いますか。（1つに○）

1. 自宅 → 問19へ	2. グループホーム
	3. 入所施設 → 問20へ
	4. その他【具体的に： 】

問19 自宅で生活する場合、どのような介助や支援を受けたいですか。（いくつでも○）

1. 食事	4. 身だしなみ	7. 薬の管理
2. トイレ	5. 外出	8. その他
3. 入浴	6. お金の管理	【具体的に： 】

問20 地域で希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますか。（いくつでも○）

1. 医療ケアが適切に受けられること	5. 経済的な負担が減ること
2. 障害者に適した住む場所があること	6. 適切に相談を受けてもらえること
3. 必要な在宅サービスが利用できること	7. 地域の人々の理解や支えあい
4. 生活訓練などが充実すること	8. その他【具体的に： 】

3. 外出について

問21 外出の回数はどれくらいですか（散歩や学校、仕事も外出とします）。（1つに○）

- | | | |
|-----------|-----------|--------------|
| 1. ほとんど毎日 | 3. 週に1～2回 | 5. 年に数回 |
| 2. 週に3～4回 | 4. 月に1～2回 | 6. ほとんど外出しない |

問22 どのような目的で外出することが多いですか。（いくつでも○）

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1. 通勤・通学・事業所に行く | 5. 趣味や活動に参加する |
| 2. 病院やリハビリに行く | 6. 買い物をする |
| 3. 買い物 | 7. その他 |
| 4. 知人、友達に会う | 【具体的に： 】 |

問23 外出の時に支援が必要ですか。（1つに○）

- | | |
|-------------------------------|-------|
| 1. 支援は必要ない | →問25へ |
| 2. いつもはひとりで行けるが、調子が悪い場合は支援が必要 | |
| 3. 慣れた所にはひとりで行けるが、それ以外は支援が必要 | →問24へ |
| 4. いつも支援が必要 | |
| 5. その他 【具体的に： 】 | |

問24 外出する時、どのような支援を受けていますか。（いくつでも○）

- | |
|--|
| 1. 家族に付き添ってもらっている
（父 母 祖父 祖母 きょうだい 夫 妻 こども） |
| 2. 友人や知人、ボランティアの方などに付き添ってもらっている |
| 3. 福祉サービス（移動支援など）を利用している |
| 4. その他 【具体的に： 】 |

問25 外出する時に困ることは何ですか。（いくつでも○）

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1. バスの本数やタクシーが少ない | 6. 外出にお金がかかる |
| 2. 乗り物の乗り降りが大変だ | 7. 周囲の目が気になる |
| 3. 道路や公共の施設の設備が不便 | 8. 発作など、とっさの時の対応が心配 |
| 4. バスなどに乗る方法がわかりにくい | 9. 道路のバリアフリー※化 |
| 5. 介助する人が確保できない | 10. その他 【具体的に： 】 |

4. 障がい福祉サービスの利用について

問26 次のサービスを利用していますか。また今後（も）利用したいですか。

A 現在の利用：利用しているサービスに○

B 今後の利用：1つに○

	A 現在の利用		B 今後の利用	
	利用しているサービスに○	利用したい	利用したくない	わからない
記入例：利用している場合 →	○	○		
記入例：利用していない場合 →			○	
① 居宅介護（ヘルパー） 自宅で入浴や排せつ、食事などの介護を行うサービス。				
② 重度訪問介護 自宅で生活をされている方で重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、入浴、食事、外出時の移動の補助を行うサービス。				
③ 同行援護・行動援護 視覚障がいや知的障がい、精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行うサービス。				
④ 重度障害者等包括支援 常に介護が必要な方に居宅介護などの複数のサービスを包括的に提供するサービス。				
⑤ 施設入所支援 主として夜間、施設に入所する方に対し、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行うサービス。				
⑥ 短期入所（ショートステイ） 施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービス。				
⑦ 療養介護 医療が必要な方で、常に介護を必要とする方に、病院等において機能訓練、療養上の管理、看護などを提供するサービス。				
⑧ 生活介護 常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービス。				

A 現在の利用：利用しているサービスに○

B 今後の利用：1つに○

A 現在の利用	B 今後の利用		
利用しているサービスに○	利用したい	利用したくない	わからない

⑨自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する方に、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、理解力、生活力等を補う観点から、適切な支援を行うサービス。

⑩共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービス。

⑪自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行なうサービス。

⑫就労移行支援

就労を目指す方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービス。

⑬就労継続支援（A型・B型）

一般企業等で働くことが困難な方に、就労や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービス。

⑭就労定着支援

就労移行支援などを利用して就労した方の就労を継続するために、職場や家族との相談や連絡調整などの支援を行うサービス。

⑮計画相談支援・障害児相談支援

福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言などを行うサービス。

⑯地域移行支援

地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行うサービス。

⑰地域定着支援

単身等で生活する障がいのある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行うサービス。

A ^{げんざい りよう りよう} 現在の利用：利用しているサービスに○ ^{まる}

B ^{こんご りよう} 今後の利用：1 つに○ ^{まる}

	A ^{げんざい りよう} 現在の利用	B ^{こんご りよう} 今後の利用		
	^{りよう} 利用している サービスに○ ^{まる}	^{りよう} 利用 したい	^{りよう} 利用 したく ない	わから ない
⑱ ^{いどうしえん} 移動支援 ^{おくがい いどう こんなん かた たい がいしゅつ} 屋外での移動が困難な方に対して、外出のため ^{しえん おこな} の支援を行 うサービス。				
⑲ ^{にっちゅういちじしえん} 日中一時支援 ^{にっちゅう かんご かた いちじてき みまも} 日 中、監護する方がいないため、一時的に見守 ^{とう しえん ひつよう かた にっちゅうかつどう ば かくほ} り等の支援が必要な方の日中活動の場を確保す るサービス。				
⑳ ^{ほうもんにゅうよく} 訪問入浴サービス ^{じたく せいかつ にゅうよく こんなん かた じたく} 自宅で生活し、入浴することが困難な方が、自宅 ^{にゅうよく かいじょ う} で入浴の介助を受けるサービス。				
㉑ ^{ほ そうぐ ふくしようにく こうにゅうほ じょ} 補装具・福祉用具の購入補助 ^{しごと にちじょうせいかつ ようい しんたいきの う} 仕事や日常生活を容易にするために、身体機能 ^{とう おぎな とうぐ こうにゅう しゅうり ひよう} 等を補 う用具の購 入または修理にかかる費用を ^{しきゅう} 支給するサービス。				
㉒～㉓ ^{じどう たいしやう} は児童が対 象				
㉒ ^{じどうはったつしえん} 児童発達支援 ^{にちじょうせいかつ どうさ しゅうだんせいかつ てきおう} 日 常生活における動作や、集団生活 への適応 ^{くんれん しえん おこな} 訓練などの支援を行 うサービス。				
㉓ ^{いりやうがたじどうはったつしえん} 医療型児童発達支援 ^{にちじょうせいかつ どうさ しゅうだんせいかつ てきおう} 日 常生活における動作や、集団生活 への適応 ^{くんれん しえん ちりやう おこな} 訓練などの支援と治療を行 うサービス。				
㉔ ^{ほう か ごとう} 放課後等デイサービス ^{がっこう じゅぎょうしゅうりようご きゅうこう び じどうはったつしえん} 学校の授業終了後や休校日に、児童発達支援セ ^{とう しせつ かよ せいかつのうりよくこうじやう} ンター等の施設に通い、生活能力向上のために ^{ひつよう くんれん しやかい こうりゅう そくしん しえん} 必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援 ^{おこな} を行 うサービス。				
㉕ ^{きょたくほうもんがたじどうはったつしえん} 居宅訪問型児童発達支援 ^{じゅう ど しやう がいしゅつ いちじる こんなん} 重度の障がいなどにより外出が 著 しく困難 ^{じどう じたく ほうもん はったつしえん おこな} である児童の自宅を訪問して発達支援を行 う サービス。				
㉖ ^{ほいくしやとうほうもんしえん} 保育所等訪問支援 ^{じどう かよ ほいくしやとう ほうもん しゅうだんせいかつ てきおう} 児童が通う保育所等を訪問し、集団生活への適応 ^{せんもんてき しえん おこな} のための専門的な支援などを行 うサービス。				
㉗ ^{しょうがい じ にゅうしよしえん} 障害児入所支援 ^{しょうがいにゅうしよしせつ していいりようきかん にゅうしやとう} 障害児入所施設や指定医療機関に入所等をする ^{かた たい にちじょうせいかつ しどう ちしきぎの う ふよ} 方に対して、日常生活の指導や知識技能の付与 ^{ちりやう おこな} や治療を行 うサービス。				

とい 27 【問 26 のサービスを利用している方】 サービスを利用して不満に思うことが
あります。 (いくつかでも○)

1. 身近なところを利用できない、近くに使いたい事業所がない。
2. 利用したい日や時間に利用できない
3. 本人や家族の希望を尊重してもらえない
4. 建物や設備が障がい特性に配慮されていない
5. サービス内容についての情報が少ない
6. その他 【具体的に： 】

とい 28 【全員お答えください】 問26 のサービス以外で、利用したいと思うもの、
充実するべきだと思うものはどのようなものですか。 (いくつかでも○)

1. 365日24時間対応で地域における相談支援が受けられる仕組み
2. 成年後見制度利用支援事業 (判断能力が低下した人の金銭管理や契約など
を行い不利益にならないようにする後見人などを利用できる制度に関する
相談や支援)
3. 「障がい者親の会」などの自発的活動に関する支援
4. 地域活動支援センター事業 (創作活動などの機会の提供、交流などに関
する支援を行う場を提供する事業)
5. 意思疎通支援事業 (手話通訳者または要約筆記者等の派遣を行う事業)
6. その他 【具体的に： 】

とい 29 【問 26 のサービスを利用していない方】 サービスを利用していない (予定が
ない) 理由があれば教えてください。 (いくつかでも○)

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1. サービスを受ける必要が無い | 5. 利用料金がかかる |
| 2. 別のサービスを受けている | 6. サービスの存在を知らなかった |
| 3. 利用時間の都合が合わない | 7. その他 |
| 4. 使いたいサービスが近くにない | 【具体的に： 】 |

とい 30 【全員お答えください】 障がいのことや福祉サービスの情報をどこで知ら
すか。 (いくつかでも○)

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1. 本や新聞、雑誌の記事、テレビ、ラジオ | 6. 病院の先生、看護師、ケースワーカー |
| 2. 広報たまかわ、行政だより | 7. 学校の先生 |
| 3. インターネット、スマートフォン | 8. 相談支援事業所の窓口 |
| 4. 家族や親せき、知人、友人 | 9. 役場の窓口 |
| 5. サービス事業所の職員、家族会 | 10. その他 【具体的に： 】 |

5. 仕事・通所について（18歳以上の方のみ）

問31 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。（1つに○）

1. 会社勤めや、自営業、家業、農業などの仕事をしている
（会社勤めの方 1. 正社員 2. パート）
2. 福祉施設、作業所等に通っている
3. 病院などのデイケアやリハビリテーションに通っている
4. 入所している施設や病院等で過ごしている
5. 学校などに通っている
6. 自宅で過ごしている
7. その他【具体的に：

】

問32 あなたは今後、収入を得る仕事をしたい（続けたい）と思いますか。（1つに○）

1. 仕事をしたい（続けたい）
2. 仕事をしたくない
3. 仕事ができない

問33 収入を得る仕事に就くために、職業訓練などを受けたいと思いますか。（1つに○）

1. すでに職業訓練を受けている
2. 職業訓練を受けたい
3. 職業訓練を受けたくない
4. 職業訓練を受ける必要はない

問34 仕事をする（続ける）ためには、どのようなことが必要だと思いますか。（いくつでも○）

1. 近くに働く場所がある
2. 通勤手段の確保
3. 短時間勤務や勤務日数等に気を配ってくれる
4. 事業主や職場の人たちの理解がある
5. 職場の施設や設備が障がい配慮されている（バリアフリーなど）
6. 仕事について、職場以外にも相談できる場所がある
7. 長期間にわたって勤務ができるよう支援してくれる
8. 学校在学中から、仕事にかかる体験や訓練が受けられる
9. 65歳を過ぎても、働いたり作業ができる機会がある
10. その他【具体的に：

】

6. 災害時の避難・権利擁護について（全員）

問35 あなたは、災害などの時の避難場所を知っていますか。（1つに○）

- | | |
|----------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない |
|----------|---------|

問36 あなたは、災害などの時に一人で避難できますか。（1つに○）

- | | |
|--------|---------|
| 1. できる | 2. できない |
|--------|---------|

問37 災害などの時、家族以外に、近所にあなただけを助けてくれる人はいますか。（1つに○）

- | | | |
|-------|--------|------------------|
| 1. いる | 2. いない | 3. 緊急通報システムなどの利用 |
|-------|--------|------------------|

問38 あなたが、災害などの時に困ることは何ですか。（いくつでも○）

- | |
|--------------------------------|
| 1. 病院での治療が受けられない |
| 2. 救助を求めることができない |
| 3. 必要な福祉用具などが手に入らない（ストーマ用装具など） |
| 4. 安全なところまで自分で避難することができない |
| 5. 周囲とのコミュニケーションがとれない |
| 6. その他 【具体的に： _____】 |

問39 あなたが災害などの時の避難所について不安なことは何ですか。（いくつでも○）

- | |
|--------------------------------------|
| 1. 避難場所の設備が障がい者に配慮されているか（スロープやトイレなど） |
| 2. 周囲の目が気になり落ち着かない |
| 3. 情報伝達が適切に受けられるか |
| 4. 介助してくれる人がいない |
| 5. 慣れない場所で過ごすことができない |
| 6. その他 【具体的に： _____】 |

問40 あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをすることがありますか。（1つに○）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1. ある → 問41へ | 2. ない → 問42へ |
|--------------|--------------|

問41 どのようなときに差別や嫌な思いをしましたか。（いくつでも○）

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1. 勉強や仕事をしているとき | 4. 契約などの手続きのとき |
| 2. 住んでいる地域での日常生活で | 5. その他 |
| 3. 買い物などで外出したとき | 【具体的に： _____】 |

問42 成年後見制度についてご存じですか。（1つに○）

* 成年後見制度とは、判断能力が十分ではなかったり、冷静な物事の判断がつかなくなった方を法的に支援・援助するための制度です。

1. 知っている

2. 知らない

問43 障がいのある人が暮らしやすい村となるために、特にどのようなことが必要だと思いますか。（いくつでも○）

1. 相談窓口で気軽に相談できたり、手続きなどが簡単にできる
2. 保健・医療・福祉に関する情報の提供（教室・こころの相談等の開催）
3. 参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動の場の提供
4. 自宅での生活や介助がしやすいよう、段差等の解消や使い易いデザインの推進
5. リハビリ・訓練などができる場の提供（デイサービス事業など）
6. 障がい者（児）に関わる団体のボランティアの活動を支援
7. 障がいについて知ってもらうための福祉教育や啓発活動
8. こども園の受入れや、学校の受入れ体制の整備
9. 職業訓練や働く場所の情報の提供
10. 障がいの有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会や場の提供
11. 地域の人々が日常的に見守りや声かけをしてくれる支援体制の整備
12. 保健師や相談支援員による訪問指導
13. 障がいに配慮した住宅やグループホームなどの住まいの提供
14. 災害や緊急時に避難を手伝う体制の整備
15. ふだんの生活（買い物など）で、自宅から気軽に掛けられる仕組み
16. その他 【具体的に
17. 特になし

問44 現在、玉川村には障がい者（児）の「親の会」等の障がい者自身や介助する方の組織・団体がありません。「親の会」などの団体の設立についてどのように考えますか。（1つに○）

- | | |
|---------------------|-------------|
| 1. 必要であり、設立するべきと考える | 3. わからない |
| 2. 既に他の地域にあるので必要ない | 4. その他【具体的に |

7. 介助・支援している方にうかがいます

問45 主に介助や支援をしている方は、宛名のご本人からみてどなたですか。（1つに
まる
○）

- | |
|---------------------------|
| 1. 父・母・祖父・祖母 |
| 2. 夫・妻・兄弟姉妹・子ども・子どもの配偶者・孫 |
| 3. 施設・事業所の職員 |
| 4. その他 【具体的に： |

問46 介助や支援を行っている方が困っていることや不安なことはどのようなこと
ですか。（いくつでも○）

- | | |
|---------------------|-----------------|
| 1. 自分の健康のこと | 5. 緊急時にみてる人がいない |
| 2. 自分の仕事のこと | 6. 今後のこと・将来のこと |
| 3. 自分の時間がない・休めないこと | 7. その他 |
| 4. 介助を手助けしてくれる人がいない | 【具体的に： |

問47 介助していく上で利用したいと思うサービスや支援策はどのようなものですか。
（主なもの3つまでに○）

- | | |
|---------------------|-----------------|
| 1. 専門的な相談ができること | 5. 日中に訓練等に通えること |
| 2. 日常生活の介助（ホームヘルプ等） | 6. 金銭管理 |
| 3. 外出支援や送迎 | 7. その他 |
| 4. 一時的に預けられる施設 | 【具体的に： |

18歳以上の方はここで終了です。
ご協力ありがとうございました。

8. 保育・教育について（18歳未満のみ）

問48 現在の通園・通学先はどこですか。（1つに○）

1. こども園・通園施設等	4. 特別支援学校
2. 小・中・高等学校（普通学級）	5. その他
3. 小・中・高等学校（特別支援学級）	【具体的に：
→問49へ	6. どこにも通っていない→問51へ

問49 現在の通園・通学先は、希望どおりの場所ですか。（1つに○）

1. はい	2. いいえ（理由：
-------	------------

問50 通園・通学などについて困っていることはありますか。（いくつでも○）

1. 交通手段がない（通うのが大変）
2. 施設や設備が整っていない（使いにくい）
3. 介助体制が十分でない（手助けしてくれる人がいない）
4. 先生の理解や配慮が足りない
5. 友人の理解が得られない（友だちが自分のことをわかってくれない）
6. その他【具体的に：

問51 保育・教育にどのようなことが必要だと思いますか。（いくつでも○）

1. 施設、設備、教材を充実させてほしい
2. 学校内の介助体制を組んでほしい
3. 能力や障がいの状況に合った指導をしてほしい
4. 通常の学級との交流機会を増やしてほしい
5. 就学相談や進路相談など、相談体制を充実させてほしい
6. 地域の人に、障がいのことを知ってもらう機会がほしい
7. その他【具体的に：

問52 休日や長い休みはどのように過ごしていますか。（いくつでも○）

1. 家族と一緒に過ごす
2. 友達と遊ぶ
3. 習い事に行く
4. 児童クラブを利用する
5. 福祉サービスを利用する（日中一時支援事業所）
6. 福祉サービスを利用する（短期入所施設）
7. その他【具体的に：

9. 18歳未満のお子さんの保護者の方にうかがいます

問53 お子さんは重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複している状態）に該当しますか。（1つに○）

1. している

2. していない

問54 お子さんの成長や発達で心配していることは何ですか。（いくつでも○）

1. 友人や周りとの対人関係

5. 医療体制

2. 就学や進学などの進路

6. 家族との関係

3. 仕事や就職

7. その他

4. 日々の健康状態

【具体的に：

】

問55 お子さんが高等学校などを卒業した後の進路について、保護者の方が希望するものはどれですか。（1つに○）

1. 専門学校や大学への進学

5. 施設入所

2. 一般企業への就職

6. その他

3. 通所施設での生産活動（福祉的就労）

【具体的に：

】

4. 通所施設での生活介護

7. わからない

問56 お子さんの今後について特に不安に思うことはどのようなことですか。（主なものを3つまでに○）

1. 障がいや病状の悪化

2. 生活支援のための在宅サービスの不足

3. 障がいに応じた福祉施設の不足

4. 家族など介護者の体力的・精神的な負担

5. 経済的な負担

6. 就学や進学先の選択肢が少ない

7. 就職先の選択肢が少ない

8. 学校や職場での人間関係

9. 趣味や余暇活動など

10. その他【具体的に：

】

以上でアンケートは終了です。9月30日（水）までに

返信用封筒に入れて送ってください（切手は不要です）。

ご協力ありがとうございました。

5. 用語解説

用語	説明
あ 行	
医療的ケア児	病院以外の場所で、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを必要とする子どものこと。
か 行	
基幹相談支援センター	総合的・専門的な相談支援の実施や地域移行・地域定着の促進の取組、権利擁護・虐待の防止など、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。
高次脳機能障がい	事故や病気などで脳に損傷を受けた後、記憶力や注意力の低下などの症状が現れ、日常生活や社会生活に支障が出る障がいのこと。症状は損傷を受けた脳の部分や範囲によって異なり、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどがある。
合理的配慮	障がいのある方の人権が障がいのない方と同じように保障されるように、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障がい・困難さを取り除くための個別の調整や変更のこと。
さ 行	
児童福祉法	児童の出生・育成が健やかであり、かつその生活が保障愛護されることを理念とし、児童保護のための禁止行為や児童福祉司、児童相談所、児童福祉施設などの諸制度について定めた法律。
重症心身障がい児	重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複した障がい児をいう。
障害者基本法	障がい者の自立及び社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の福祉を増進することを目的とした法律で、基本理念を定め、国や地方公共団体のなどの責務、施策の基本事項などを定めた法律。平成23(2011)年8月5日に障害者権利条約の批准のために改正された。
障害支援区分	市町村が障がい福祉サービスの種類や量などを決定するための判断材料のひとつとして、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す区分。
障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、障がい者の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的とした法律である。平成25(2013)年4月1日に、障害者自立支援法から名称が変更され、基本理念の創設や障がい者の範囲が拡大された。平成26(2014)年4月1日に、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施された。
新型コロナウイルス感染症	人に感染する「コロナウイルス」として新たに見つかった新種のコロナウイルスが原因と考えられる感染症。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などで、意思能力がない又は判断能力が不十分な人のために、金銭や身の回りの管理や保護に関する契約などの法律行為全般を行うための制度である。
相談支援事業所	相談支援専門員が障がいのある人やその家族から相談を受け、様々な情報の提供や助言及び福祉サービスを受けるための手続きなどのサポートを行う。

用語	説明
た 行	
地域生活支援拠点	障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」の備え、入所施設や精神科病院からの地域移行等を推進するために、障がいのある人を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目的とした仕組み。
地域包括ケアシステム	可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制。
な 行	
難病	医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことを指す。昭和47(1972)年の厚生省(当時)の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方針未確立で、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義している。なお障害者総合支援法では、難病等(難治性疾患克服研究事業の対象である130の疾患と関節リウマチ)も障がい者の定義に加えられた(平成25(2013)年4月1日施行)。現在は361疾患に拡大された。
日常生活自立支援事業	障がいのある人や高齢者など、判断能力が十分でない人の日常的な金銭の管理や書類の預かりなどを本人との契約に基づいて支援する事業で、本人に契約能力があることが必要。
日常生活用具	障がいのある人が日常生活をしていく上で、その障がいを軽減し、自立した生活を支援・実現するための用具のこと。重度の障がいのある人に、障がいの内容に応じて、日常生活用具の給付を行っている。
は 行	
発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいをいい、その症状は様々で症状は人により異なる。
バリアフリー	障がいのある人や高齢者などが、生活していく上で妨げとなる障壁(バリア)を除去すること。物理的な障壁だけでなく、社会的、制度的、心理的なものを含めた全ての障壁をなくし、自由に社会活動に参加できるようにすることを目指している。
ピアサポート	障がいのある人が地域での生活になじむことができるよう、同じような立場の人によるさまざまなアドバイスを行い、必要な支援を行うこと。
や 行	
要約筆記者	所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、難聴や中途失聴の人のために要約筆記を行う人。要約筆記とは、会議や講演などの場において話の内容を要約し、手書きやパソコンを用いて伝達する、聴覚障がい者に対する情報保障手段の一つ。
ら 行	
療育手帳	知的障がいがあると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなる。